

データ取引市場運営事業者認定基準D4.0_解説

運用基準検討委員会

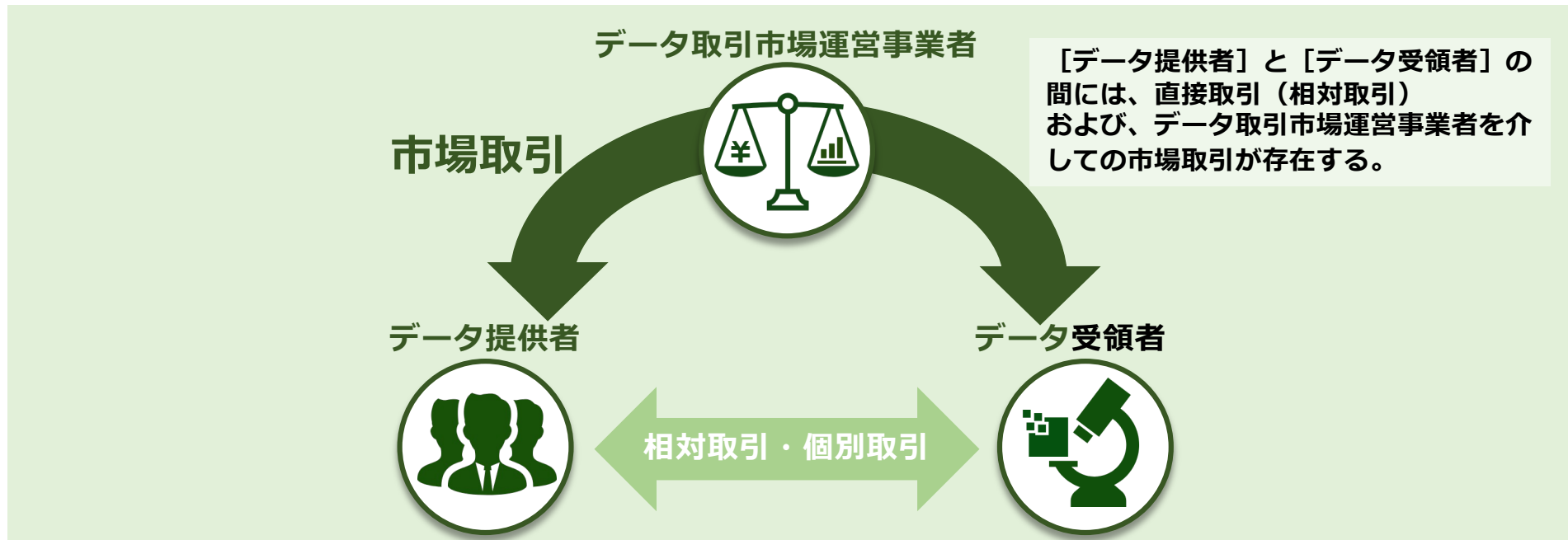


- I. データ流通市場の全体像
- II. データ取引市場運営事業者認定基準D4.0の解説

I . データ流通市場の全体像



データ取引市場を構成する3つの機能



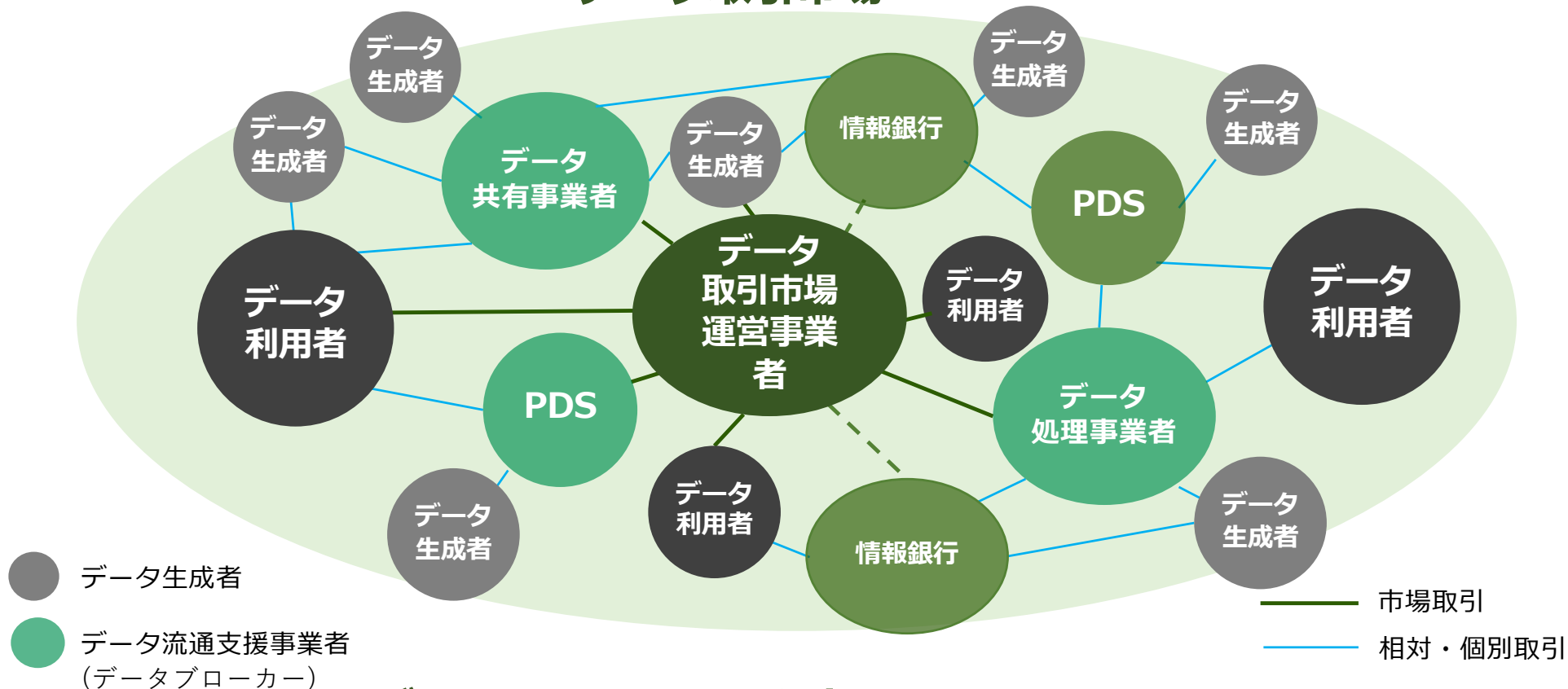
データ取引市場運営事業者	データ提供者とデータ受領者を仲介し、データと対価の交換・決済の機能を提供する者。データ取引市場運営事業者は自らデータを収集・保持・加工・販売をしない。
データ提供者 データ生成者 データ流通支援事業者	自らの事業や観測活動などによりデータを生成、取得する、またはそれらのデータを整理・加工したり保管・配備したりする者で、データ生成者という。 他のデータ提供者からのデータに対し、整理・加工・保管・配備するものをデータ流通支援事業者(データブローカー)といい、以下の者が含まれる。 データ共有事業者・PDS・情報銀行・データ処理事業者
データ受領者	データ提供者からデータの提供を受け、サービス・製品などに活用する他、自らの事業に利用する者。

データ取引市場における データ取引市場運営事業者の位置づけ



※データ生成者（個人・法人）

データ取引市場



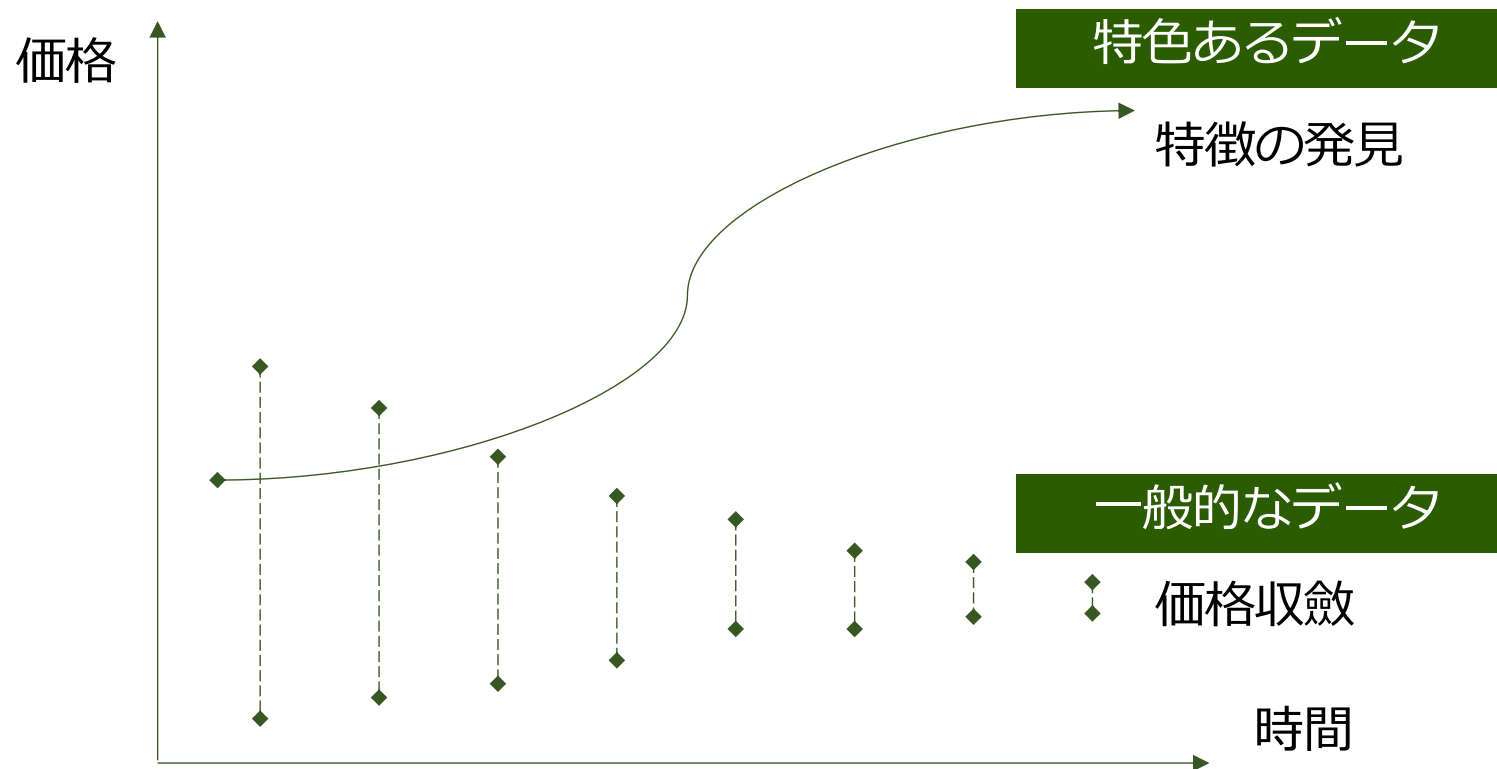
データ取引市場運営事業者の市場中立性

データ価値に対する中立性確保 不正取引に対する監視義務 情報提供者の保護義務

データ取引市場運営事業者は、自らが運営しているデータ取引市場で自己に有利な取引を行うことがないように中立性が求められ、外観的な中立性が確保されるために、**自らは取引に参加しないことが求められます**。さらに、特定のデータ取引市場参加者に有利にならないように**データ取引市場参加者に対して中立性が求められます**。

市場取引の意義

データ取引市場では、「40代男性の直近1か月の位置情報」のような基礎データとしては重要だが一般的なデータは、商品代替性が高いため、価格が収斂していくと考えられます。一方、特色のあるデータは、データ取引市場で他のデータと比較されることで、その特徴が明らかとなります。このように、データ取引市場は、一般的なデータは一物一価に近い価格形成機能を発揮し、特色のあるデータはその特徴が他のデータとの比較により発見される特徴発見機能を発揮することができると考えられます。



Ⅱ. データ取引市場運営事業者 認定基準D4.0の解説

認定基準の開発

認定基準の根拠となったのは、総務省の情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」です。この取りまとめをベースとして、運用基準検討委員会において議論を重ねて、認定基準が作成されました。

情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」

- 体制の整備
 - 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
 - 売買を行わない、自らデータを保持しない、価格決定をしない（公正・中立の立場から取引を仲介）
- データ提供者との間の約款の策定、公表
 - データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 取引情報の記録（トレーサビリティの確保）
 - 市場運営者が取引される情報の閲覧、市場運営により得た情報の他の目的での利用・第三者への漏洩の禁止（不正行為の防止）
 - 取引参加者が、取引内容を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントロールABILITYの明示）
 - 取引参加者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
- データ提供先の事業者との間の約款の策定、公表
 - データの利用目的、データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 不正行為の禁止
- データ取引に関するルールの策定
 - 取引参加者への資格設定

運用基準検討委員会



認定基準の改訂の経緯



データ取引市場運営事業者認定基準は、当初、一般社団法人データ流通推進協議会（現一般社団法人データ社会推進協議会：DSA）から「データ取引市場運営事業者認定基準D2.0」として2018年8月23日に公表されました。

データ取引市場運営事業者認定基準の公表後も、データ取引市場の認定制度の実現に向けて、運用基準検討委員会において協議を続けてきました。データ取引市場では個人に関するデータ（いわゆるパーソナルデータ）の取引を排除しないことから、安心・安全なデータ取引をデータ取引市場で実現するために、データ取引市場運営事業者が果たすべき役割について議論した結果、データ取引市場運営事業者はデータ取引市場における中立性を確保したうえで、データ取引市場運営事業者にデータ提供者とデータ受領者の間で取引が成立したデータに対して、データ閲覧権を認めることとし、認定基準に追加することになりました。

そのほか、改訂前の認定基準では、「データ提供先」としていたデータ取引市場参加者について、「データ提供先」は、「データ提供者」と表記が一文字違いで類似しており、他文書への引用や認定基準の解説において誤記等による不要な混乱を生じさせる恐れがあるため、「データ受領者」に変更しました。なお、認定基準における当該用語の意味に変更はありません。

また、認定基準において記載されている「一般社団法人データ流通推進協議会」については、「一般社団法人データ社会推進協議会」への適合修正を行っています。

以上の修正を反映した認定基準の改訂版を、2022年4月20日に「データ取引市場運営事業者認定基準D3.0」として公表しました。

その後の継続検討において、データ取引市場が違法なデータを取引される場になってはならないことは、自明であり、データ取引市場認定基準の策定において常に意識されていたことではありますが、規定上明文化はされていませんでした。そこで、データ提供者がデータ取引市場運営事業者に対して、最低限守るべき義務を標準約款に明記するという規定を新設ことになりました。本改訂を反映した版を「データ取引市場運営事業者認定基準D4.0」として公表することになりました。

認定基準の構成

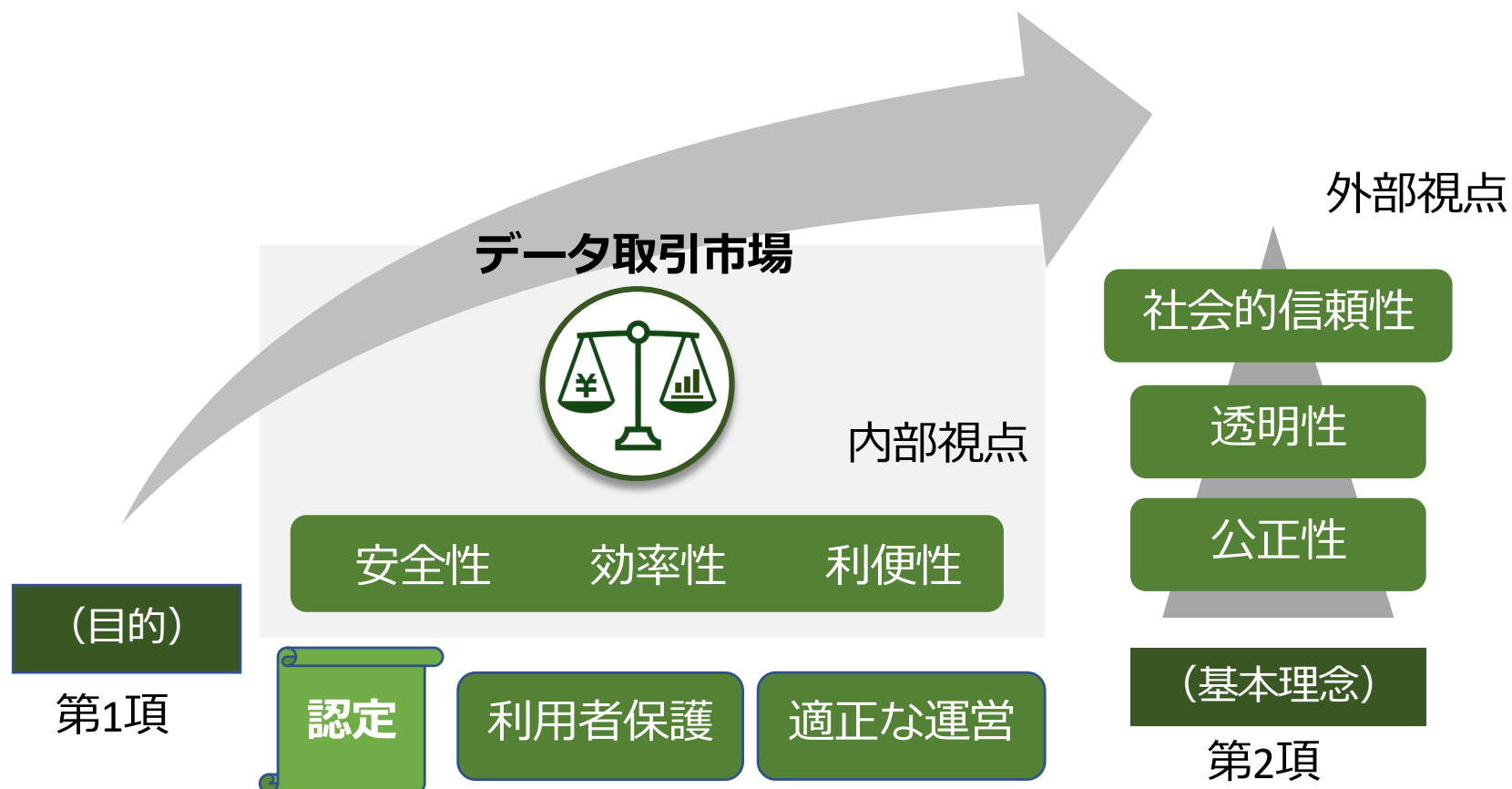
データ取引市場運営事業者認定基準は、その根幹となる目的、基本理念、基本原則を明らかにしたうえで、認定の対象者と認定のための要件の概要及び具体的な要件並びに認定行為の概要を規定しています。

認定基準の目指すところ	拠るべき基準	対象と要件の概要	具体的要件	認定行為の概要
<ul style="list-style-type: none">• (目的)• (基本理念)	<ul style="list-style-type: none">• (基本原則)	<ul style="list-style-type: none">• (適用対象)• (データ取引市場運営事業者に求められる要件)	<ul style="list-style-type: none">• (体制の整備)• (データ提供者との間の約款の策定、公表)• (データ受領者との間の約款の策定、公表)• (データ取引に関するルールの策定)	<ul style="list-style-type: none">• (データ取引市場運営事業者の認定)• (認定業務を行う者)• (認定の取り消し)

認定基準の目指すところ

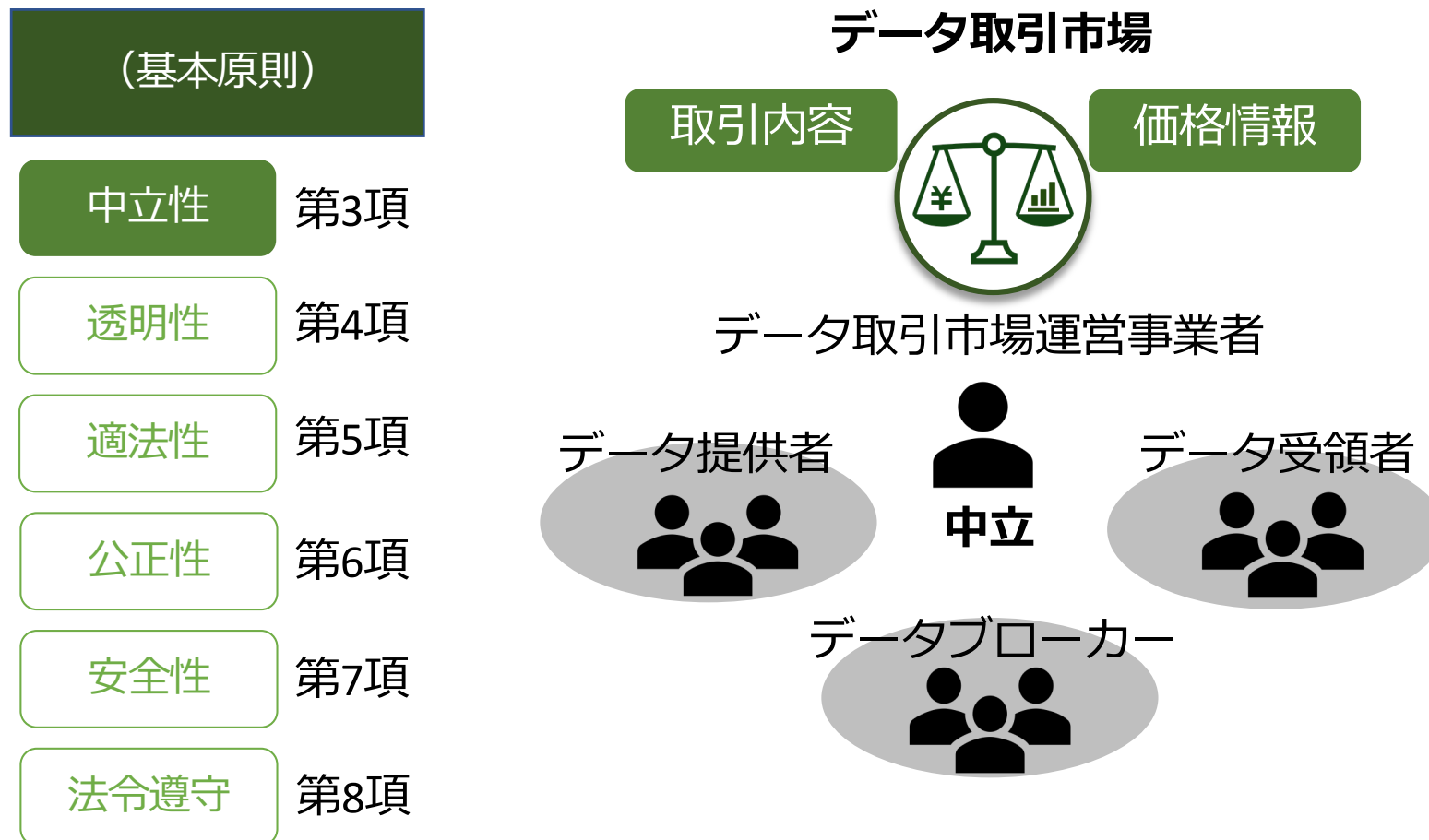
認定基準による認定の目的は、認定の要件を満たしたデータ取引市場認定事業者が適正な市場運営を行うことで、安全で効率的で利便性の高いデータ取引市場を実現することです。

また、データの価値を市場の機能を使って「見える化」し、透明で公正な市場運営が行われることでデータ取引市場に対する社会的な信頼を高めることを基本理念としています。



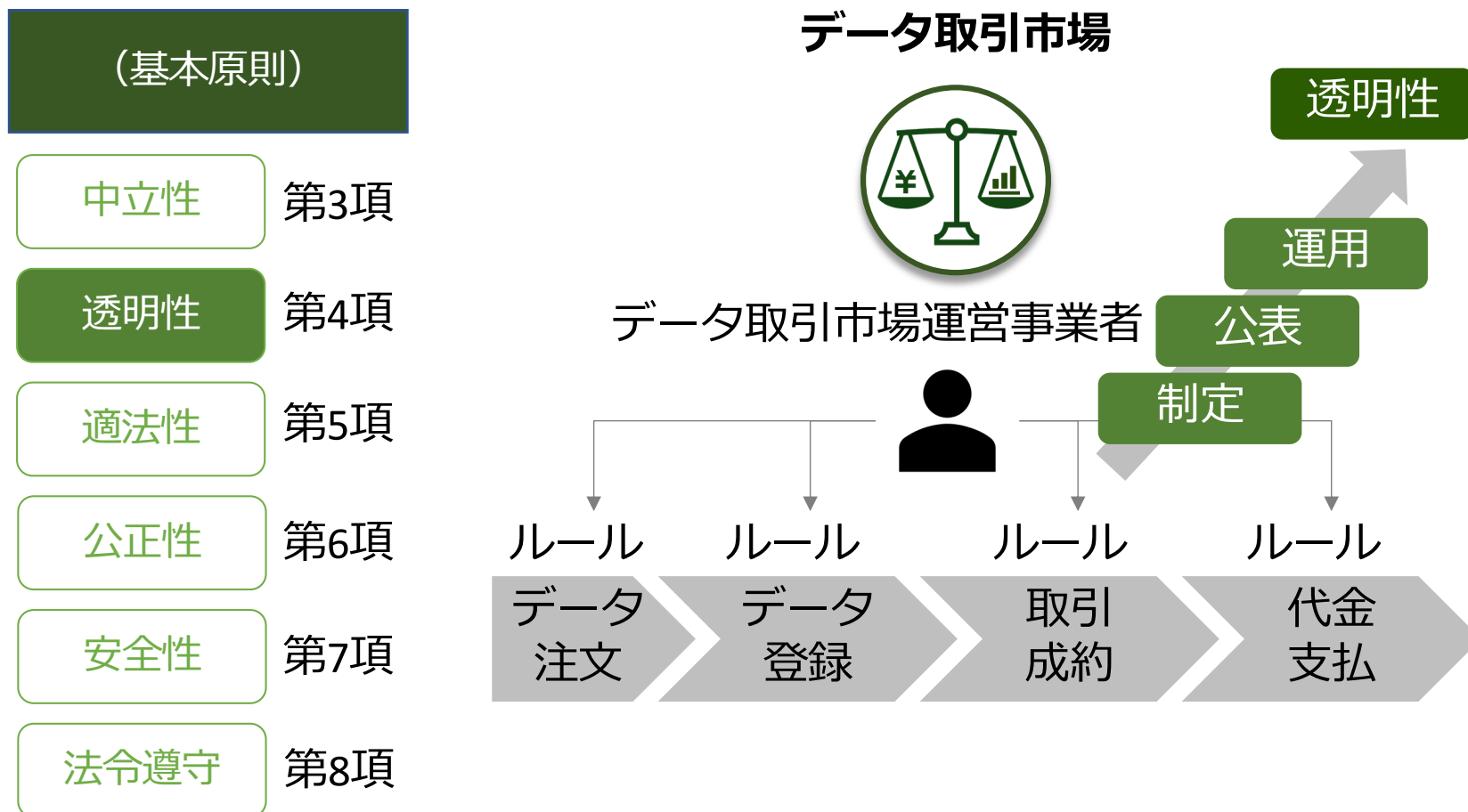
拠るべき原則：中立性

データ取引市場運営事業者は、自らが運営している市場で自己に有利な取引を行うことがないよう、中立性が求められます。外観的な中立性が確保されるために、自らは取引に参加しないことが求められます。さらに、特定の取引市場参加者に有利にならないように取引市場参加者に対しても中立性が求められます。



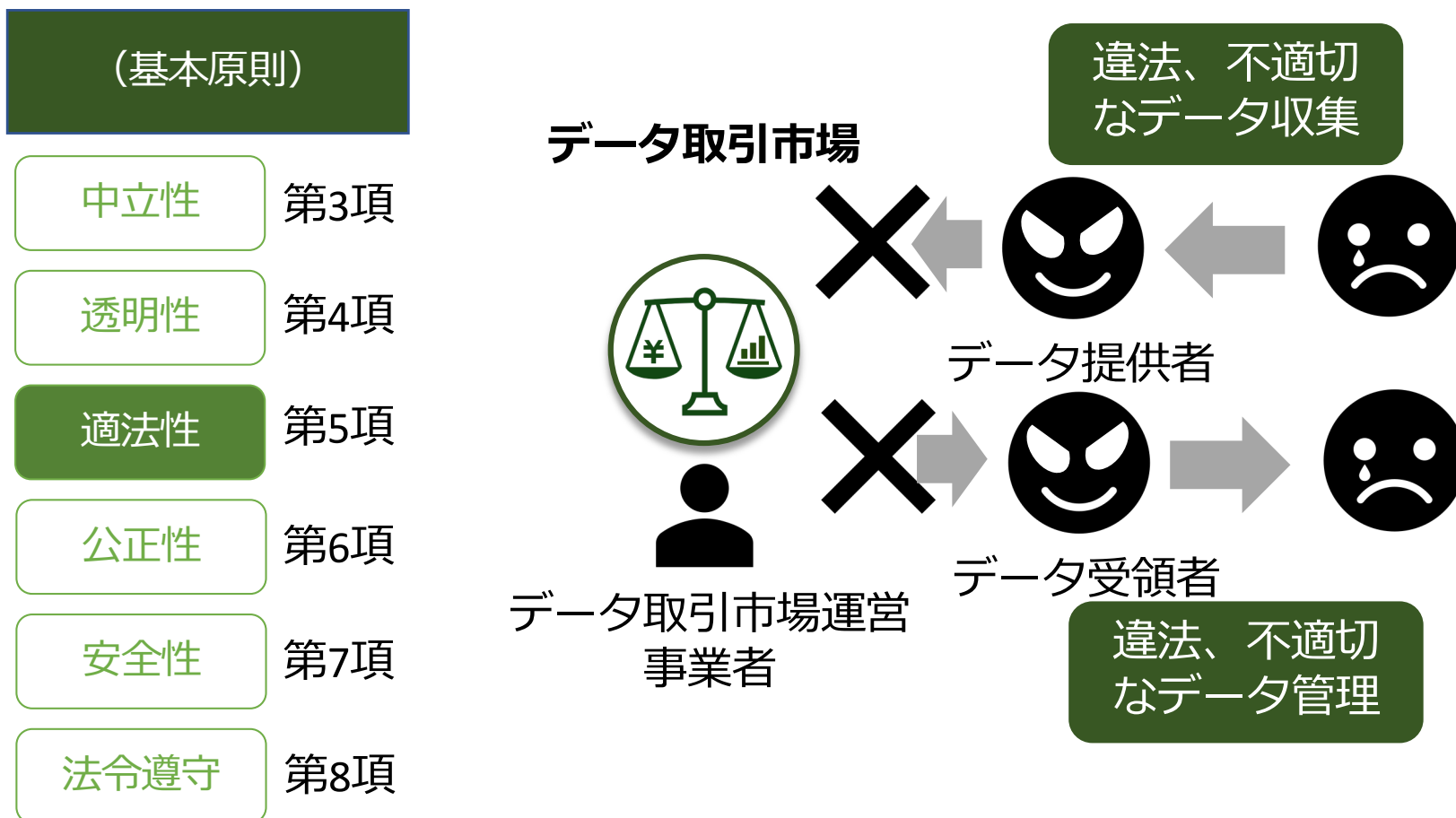
拠るべき原則：透明性

データ取引市場運営事業者は、データ取引における各プロセスにおいて取引ルールを定めて広く一般に公表し、適切に運用していくことが求められます。



拠るべき原則：適法性

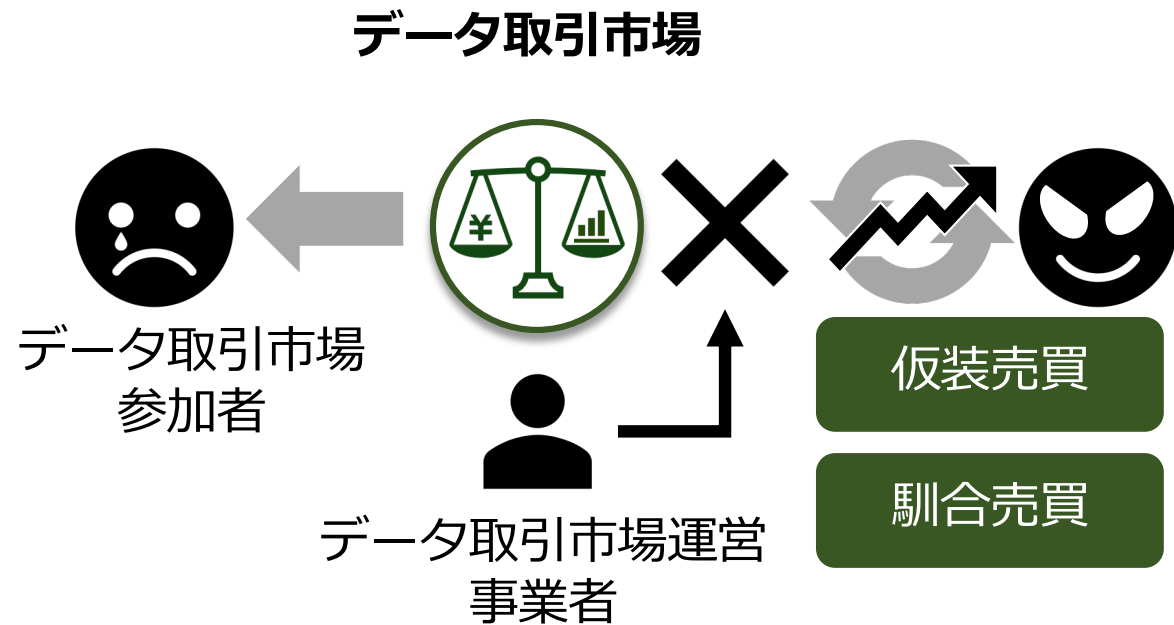
データ取引市場運営事業者は、データ提供者に対して、データ提供者はデータ取引市場での取引するデータが適法かつ適切にデータ提供者が取得したものであること、さらにデータ取引市場でのデータの取引自体も適法であることに対する義務を負っているということを認識させるために、標準約款等でその旨を明示することが求められます。また、データ受領者に対しても受領するデータを適法かつ適切に管理する義務があることを認識させるために、標準約款等でその旨を明示することが求められます。



拠るべき原則：公正性

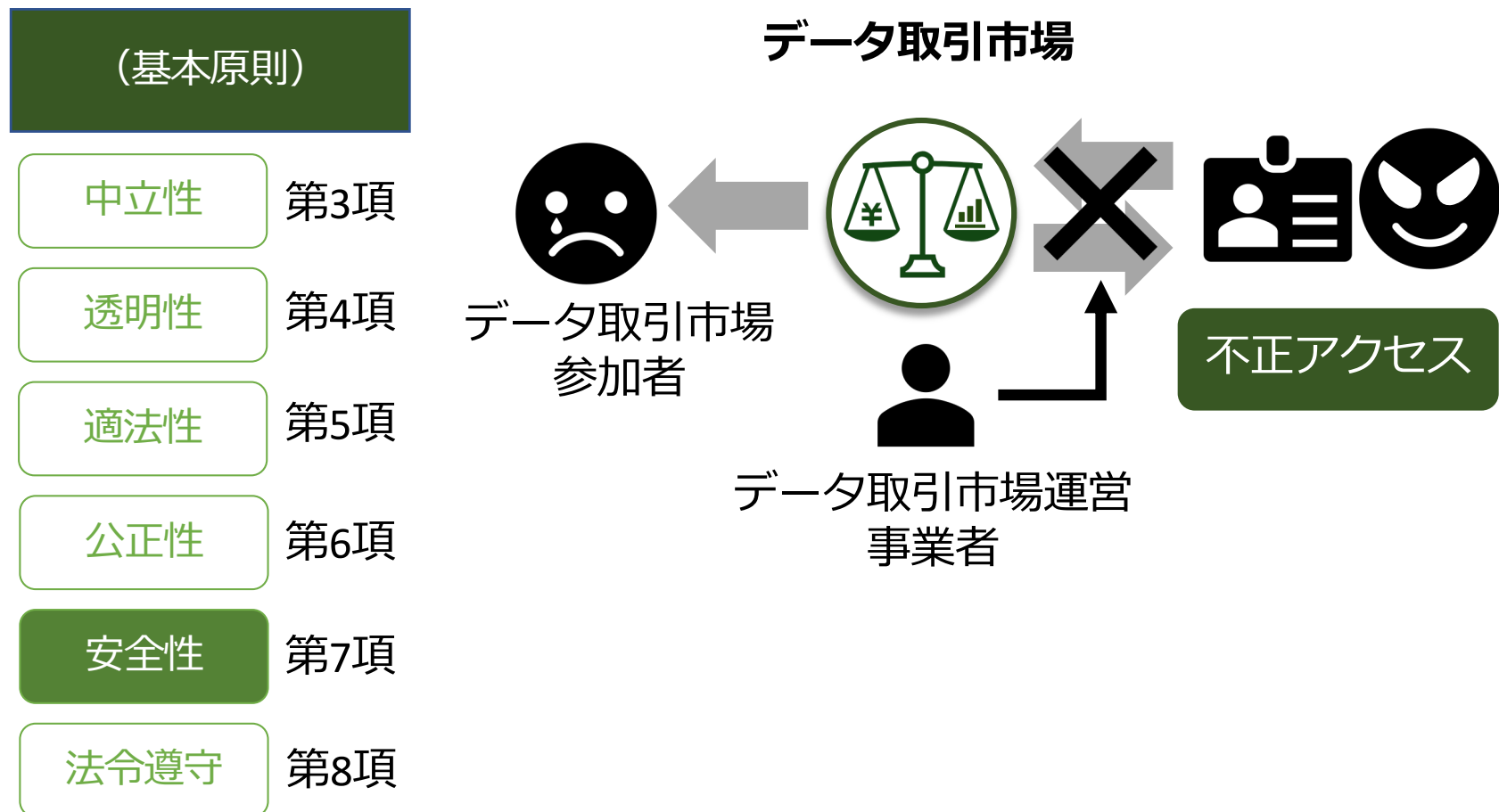
データ取引市場運営事業者は、データ取引市場においてデータの偽装売買や馴合売買のような取引価格の操作が行われて一部のデータ取引市場参加者が不利益を被ることがないような仕組みを構築することが求められます。

- (基本原則)
- 中立性 第3項
- 透明性 第4項
- 適法性 第5項
- 公正性 第6項**
- 安全性 第7項
- 法令遵守 第8項



拠るべき原則：安全性

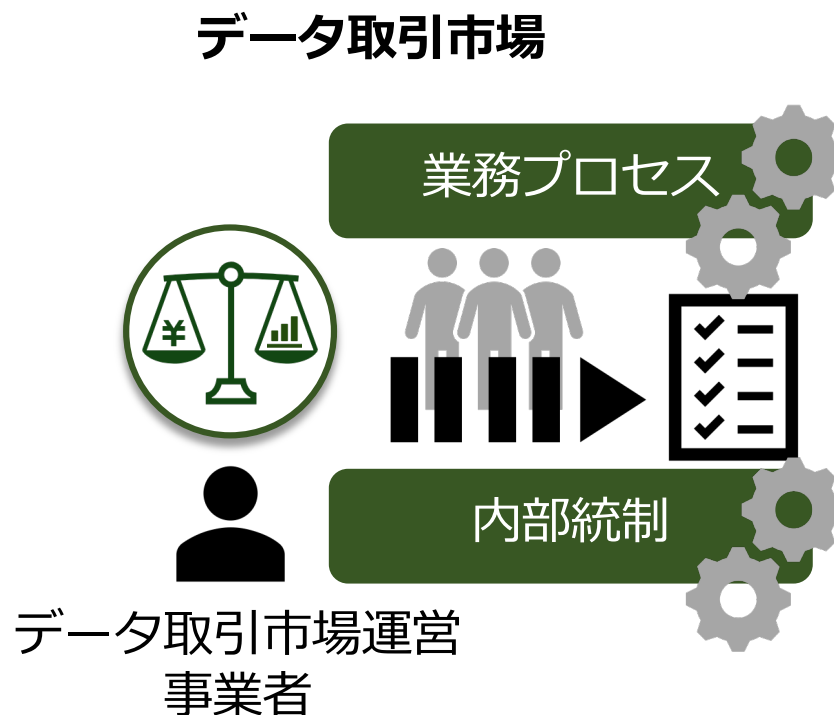
データ取引市場運営事業者は、データ取引市場運営システムについて安全対策を講じて、それを着実に実行することにより、不正アクセスなどによる情報漏洩が起こらないようにしなければなりません。



拠るべき原則：法令遵守

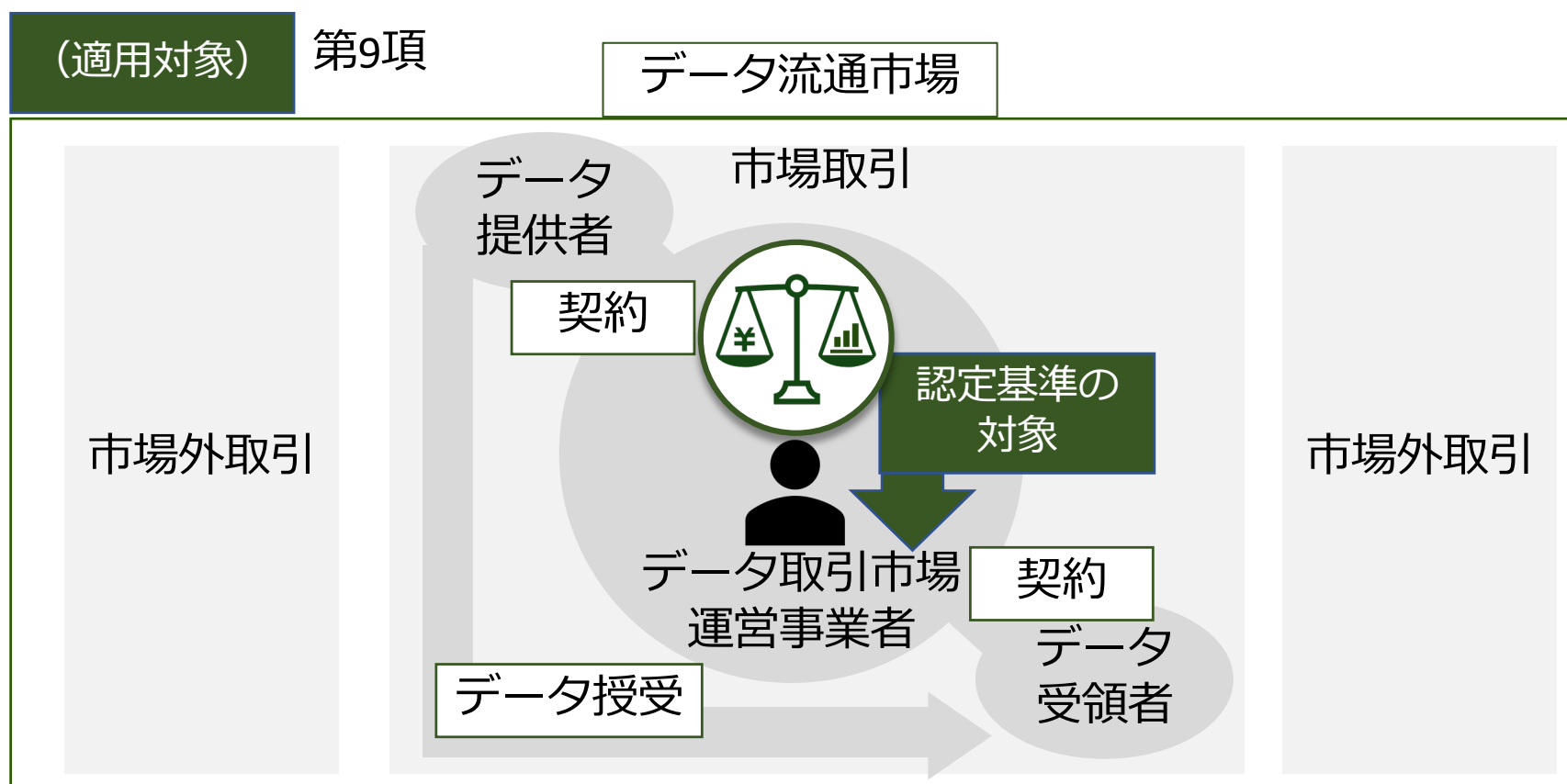
データ取引市場運営事業者は、適正な事業運営を行うための業務プロセスを構築し、内部統制を整備、運用することが求められます。データ取引市場運営事業者が、法令を遵守してデータ取引市場を運営することにより、社会的なインフラとしてのデータ取引市場の重要性が高まっていくことが期待されます。

(基本原則)	
中立性	第3項
透明性	第4項
適法性	第5項
公正性	第6項
安全性	第7項
法令遵守	第8項



認定基準の対象者

データ取引市場には、その属性に応じて「データ提供者」又は「データ受領者」及びデータ取引市場運営事業者が存在します。「データ取引市場運営事業者認定基準」は、データ取引市場運営事業者を対象とした認定基準です。



認定基準が定める認定要件の概要



本認定基準が定める「データ取引市場運営事業者に求められる要件」として、①体制の整備、②データ提供者との標準約款の作成及び公表、③データ受領者との標準約款の作成及び公表、④データ取引に関するルールの策定を求めています。この第10項は、第11項以降の具体的要件を概要として取りまとめたものです。

(データ取引市場運営事業者に求められる要件)

第10項

は、情報通信審議会 情報通信政策部会「IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ データ取引市場等サブワーキンググループ 取りまとめ」から抽出した要件

(体制の整備)

第11項、第12項、第13項、第14項

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

第15項、第16項、第17項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第26項

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

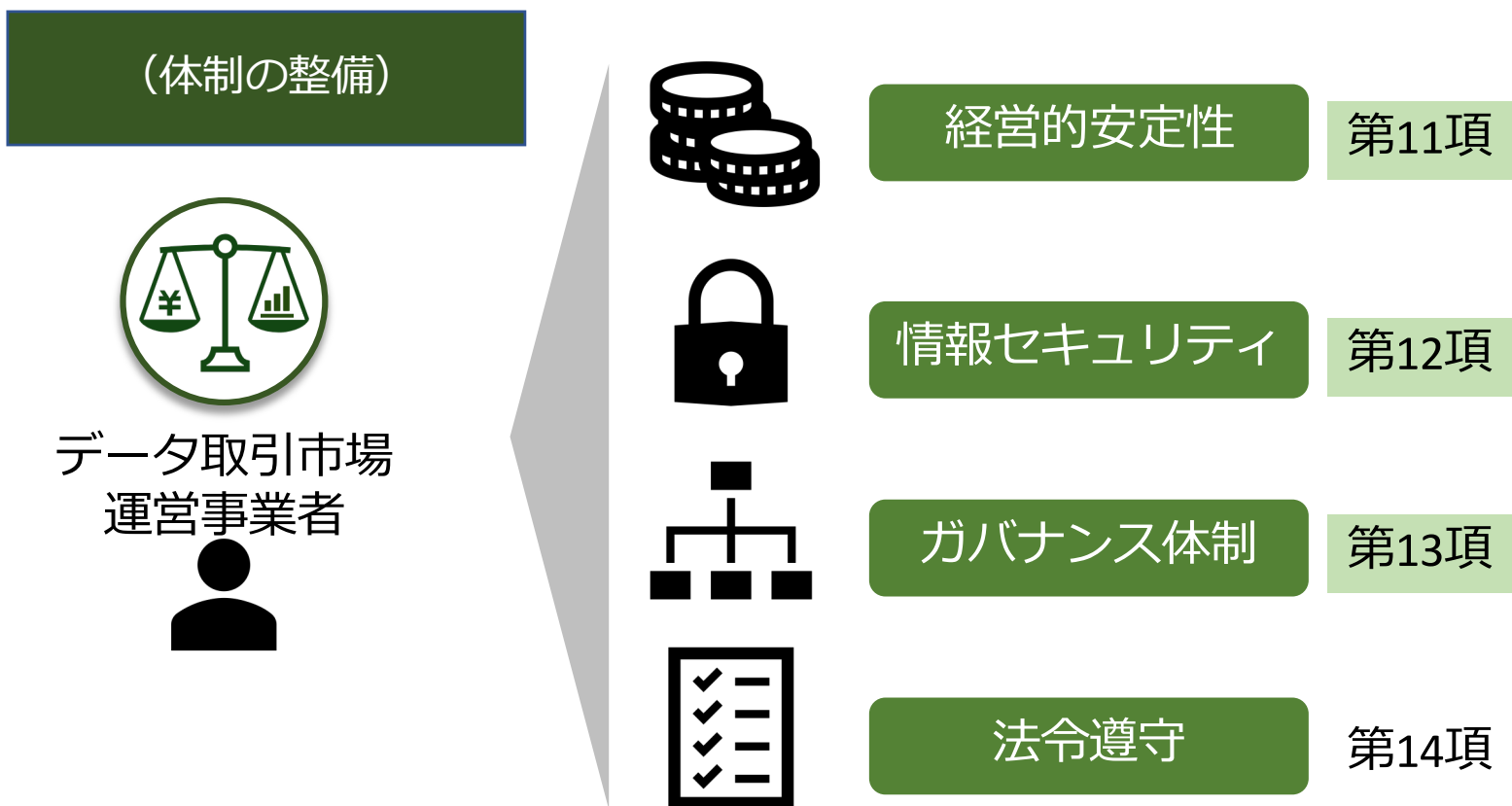
第27項、第28項、第29項、第30項、第31項、第32項、第33項、第34項、第35項、第36項、第37項、第38項

(データ取引に関するルールの策定)

第39項、第40項、第41項

具体的要件：体制の整備

データ取引市場運営事業者は、データ提供者及びデータ受領者がデータ取引市場運営事業者の体制の不備を起因とした不利益を被らないように自らの組織の体制を整備し、データ提供者及びデータ受領者並びにデータ取引自体の安全性を確保することが求められます。本認定基準では、体制の整備の要件として、経営的安定性、情報セキュリティ、ガバナンス体制及び法令遵守について規定しています。



具体的要件：標準約款の作成(データ提供者との標準約款)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約内容を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成	第15項
データの適法性	第16項
トレーサビリティ	第17項
不正行為防止	第18項
データの閲覧	第19項
コントロールビリティ	第20項
利用履歴閲覧	第21項
情報漏洩	第22項
契約違反	第23項
損害賠償責任	第24項
運営事業の終了	第25項
契約解除	第26項



定型化された標準約款

標準約款

例えば、データの取引方法や安全対策などを記載

同じ標準約款を適用

データ提供者

契約の公正性

具体的要件：データの適法性(データ提供者との標準約款)

データ取引市場で取引されるデータは、当然のことながら、データ提供者が適法かつ適切に収集したデータである必要があります。そのデータの収集とデータ取引市場で提供しようとする行為に対する第一義的な責任はデータ提供者にあります。そこで、データ取引市場運営事業者は、データ提供者に対して、標準約款においてデータの適法性及び適切性、さらにデータ提供の適法性についてデータ提供者が義務を負っていることを明示する必要があります。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第15項

データの適法性 第16項

トレーサビリティ 第17項

不正行為防止 第18項

データの閲覧 第19項

コントロールビリティ 第20項

利用履歴閲覧 第21項

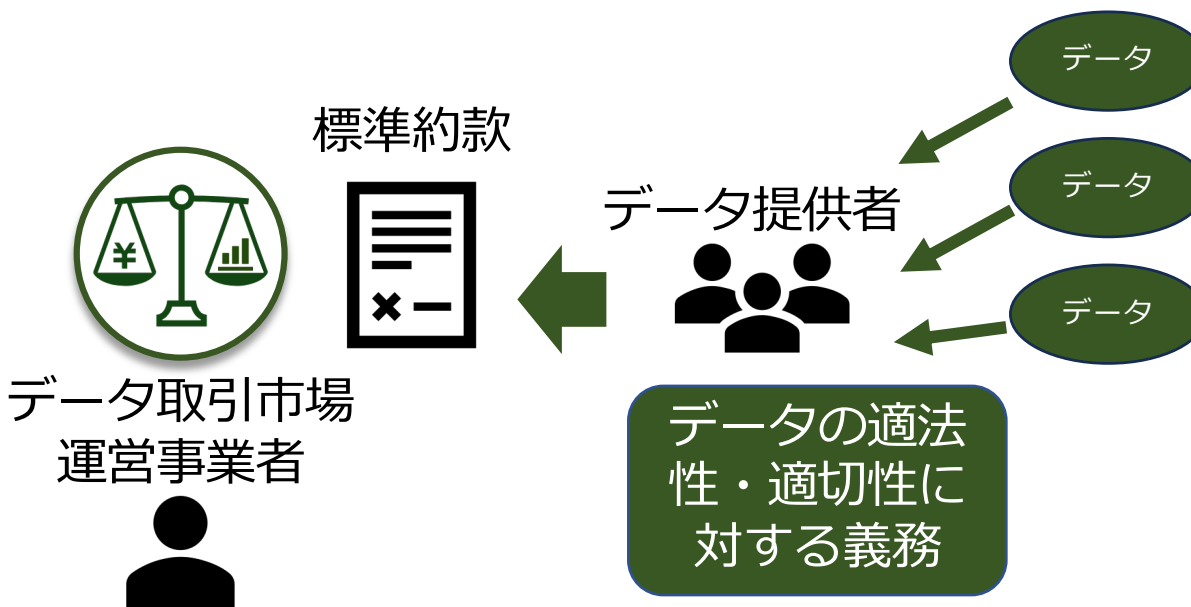
情報漏洩 第22項

契約違反 第23項

損害賠償責任 第24項

運営事業の終了 第25項

契約解除 第26項



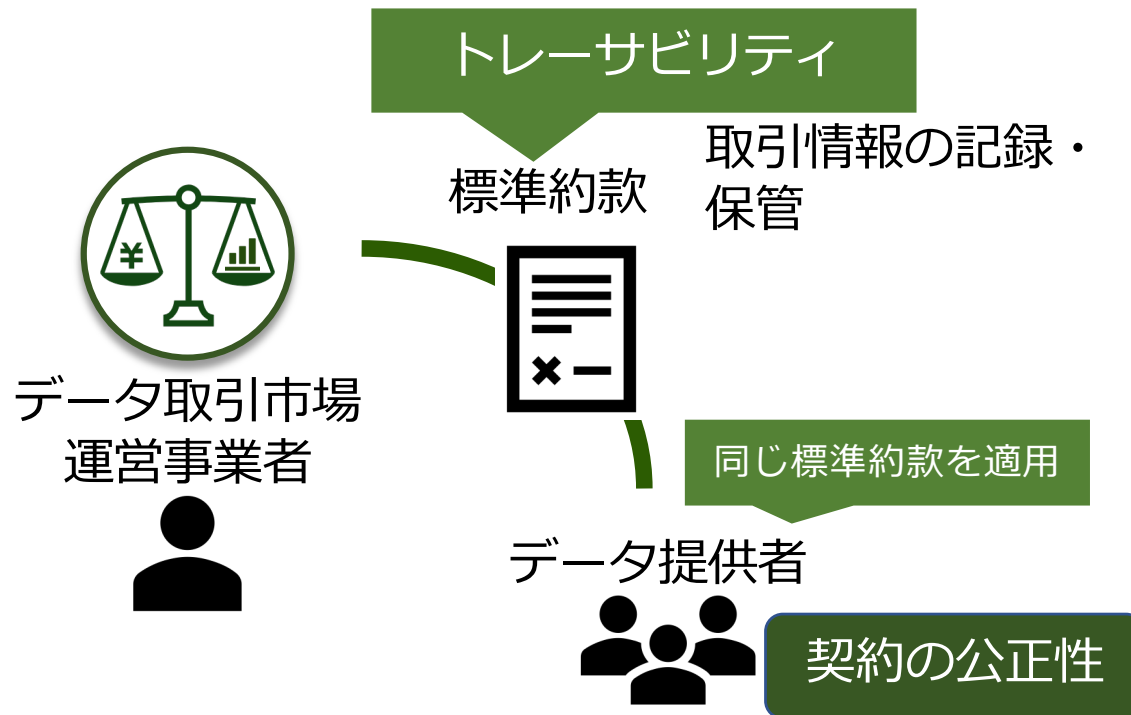
具体的要件：トレーサビリティ(データ提供者との標準約款)



データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間で締結する標準約款には、データ取引市場において成約したデータ取引の情報を記録し、保管する義務がデータ取引市場運営事業者にあることを記載しなければなりません。データ取引市場において取引されたデータのトレーサビリティにより、データ提供者の利便性を高めるだけでなく、データ取引市場を経由したデータの受領者を記録することで追跡可能性を確保することが期待されます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第14項
- データの適法性 第16項
- トレーサビリティ 第17項**
- 不正行為防止 第18項
- データの閲覧 第19項
- コントロールビリティ 第20項
- 利用履歴閲覧 第21項
- 情報漏洩 第22項
- 契約違反 第23項
- 損害賠償責任 第24項
- 運営事業の終了 第25項
- 契約解除 第26項



具体的要件：不正行為防止(データ提供者との標準約款)

データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間で締結する標準約款には、データ取引市場運営事業者はデータ取引市場で取引されるデータを不正に取得してはならないこと、第17条に規定する目的でデータを開覧する場合でもそれを第三者に提供してはならないこと、さらに、取引されるデータを含めてデータ取引市場運営により得た情報を目的外で利用してはならないことを記載しなければなりません。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第14項
- データの適法性 第16項
- トレーサビリティ 第17項
- 不正行為防止 第18項**
- データの開覧 第19項
- コントロールビリティ 第20項
- 利用履歴開覧 第21項
- 情報漏洩 第22項
- 契約違反 第23項
- 損害賠償責任 第24項
- 運営事業の終了 第25項
- 契約解除 第26項



具体的要件：データの閲覧(データ提供者との標準約款)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で締結する標準約款に、取引されるデータに対する閲覧権を有することを記載しなければなりません。このデータ閲覧権は、データ取引市場運営事業者が取引されるデータに対する監視機能を持たせるための権利です。

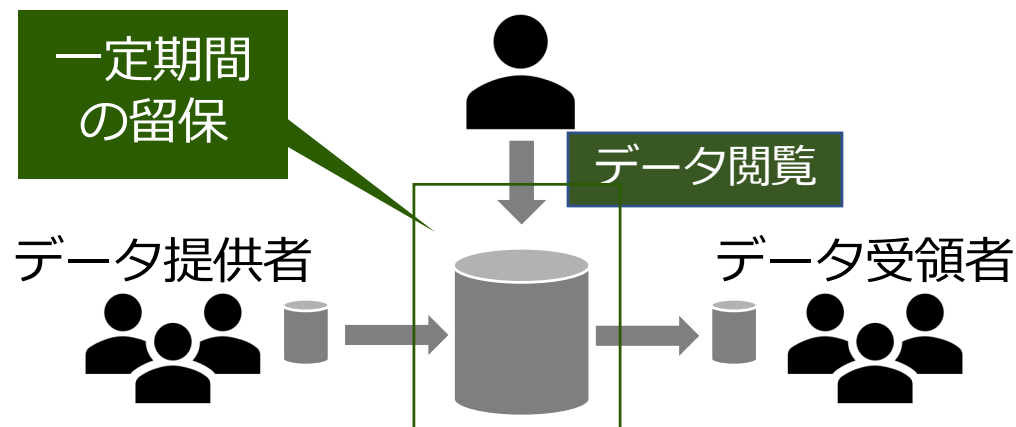
DSAの認定制度により認定されたデータ取引市場運営事業者は、信頼性が高いと考えられるため、取引データが個人に関するデータの場合には、個人に対して安心感を与えることが期待されます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第14項
- データの適法性 第16項
- トレーサビリティ 第17項
- 不正行為防止 第18項
- データの閲覧 第19項**
- コントロールビリティ 第20項
- 利用履歴閲覧 第21項
- 情報漏洩 第22項
- 契約違反 第23項
- 損害賠償責任 第24項
- 運営事業の終了 第25項
- 契約解除 第26項



データ取引市場運営事業者



※ストックデータとフローデータを想定

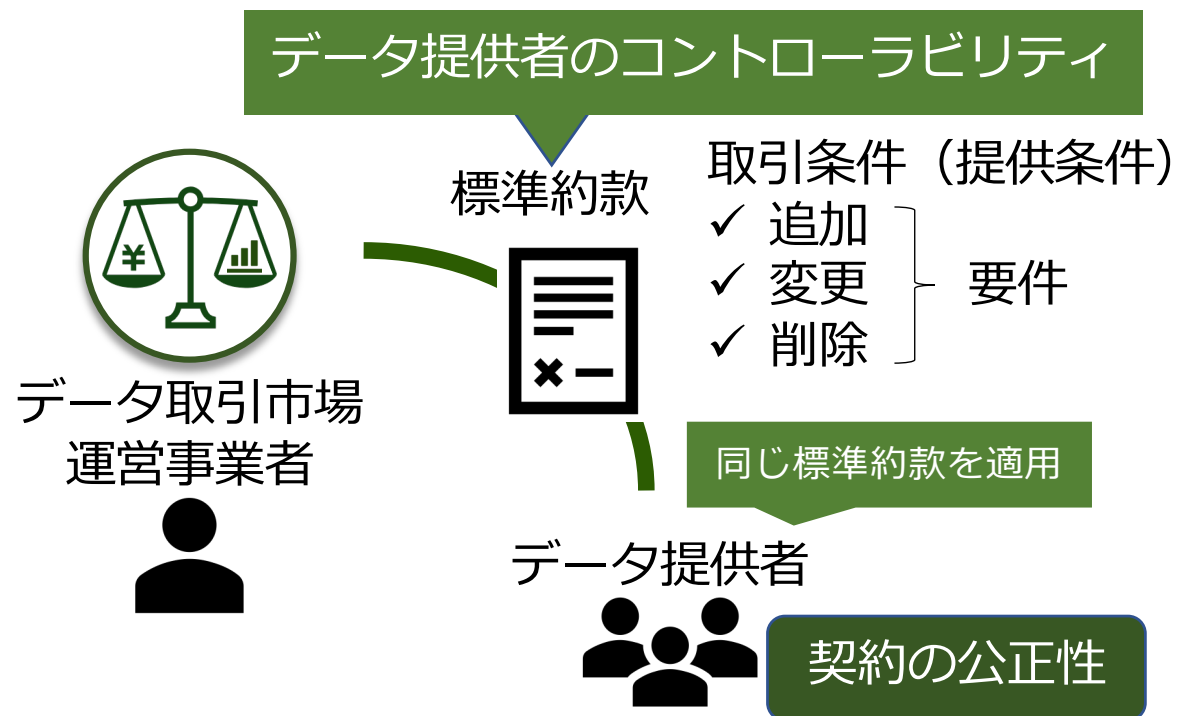
具体的要件：コントロール性(データ提供者との標準約款)

データ提供者は、データ取引市場に登録した提供データの取引条件（提供条件）について追加、変更、削除できることを、データ受領者が不利益を被らないような要件を定めたうえで、データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間で締結する標準約款に記載しなければなりません。

これは、データ提供者保護の観点から、データの取引条件については、一旦提示した条件であっても、ある一定の要件のもとでデータ提供者は柔軟に変更できる権利を有することを求めているといえます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第14項
- データの適法性 第16項
- トレーサビリティ 第17項
- 不正行為防止 第18項
- データの閲覧 第19項
- コントロール性 第20項**
- 利用履歴閲覧 第21項
- 情報漏洩 第22項
- 契約違反 第23項
- 損害賠償責任 第24項
- 運営事業の終了 第25項
- 契約解除 第26項

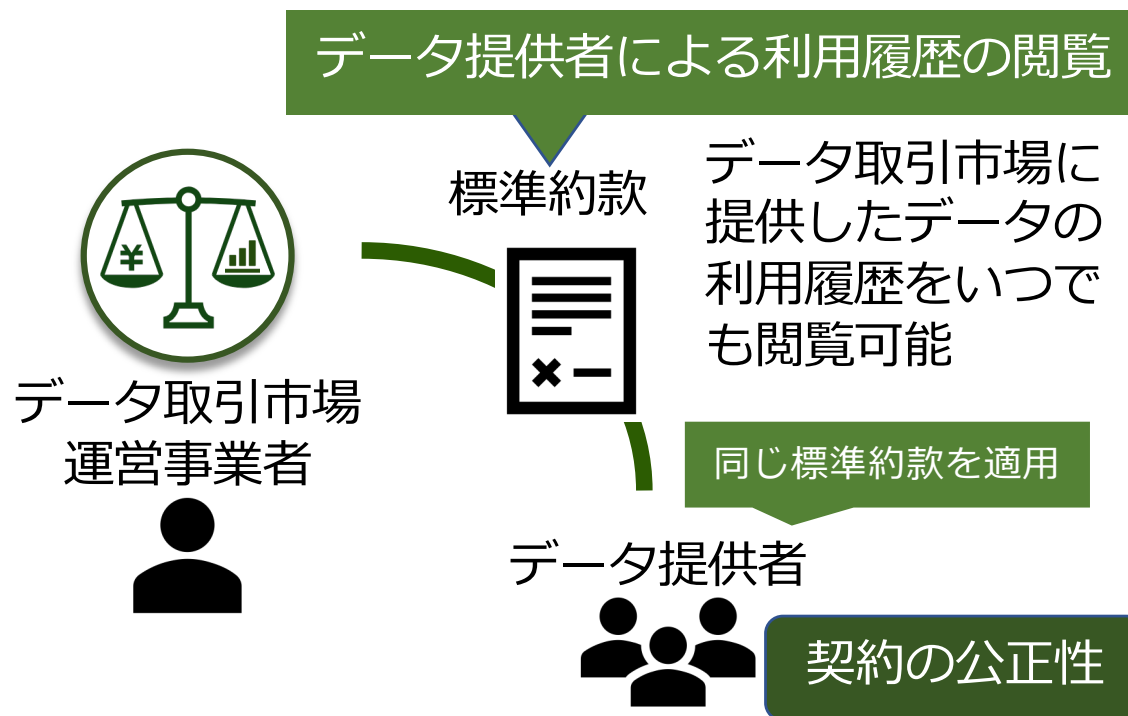


具体的要件：利用履歴閲覧(データ提供者との標準約款)

データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間で締結する標準約款には、データ提供者がデータ取引市場において提供したデータに関するデータ受領者の利用履歴をいつでも閲覧できることを記載しなければなりません。これは、データ取引市場におけるデータ提供者の利便性を高めることを目的としています。なお、「いつでも閲覧できる」とは、データ取引市場におけるデータ提供者のユーザー画面において利用履歴を表示する機能を用意することを想定しています。これにより、データ提供者が利用履歴を閲覧するためには、データ取引市場運営事業者に対して閲覧のための申請をするような過剰な手続を排除することが期待されます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第14項
- データの適法性 第16項
- トレーサビリティ 第17項
- 不正行為防止 第18項
- データの閲覧 第19項
- コントロールビリティ 第20項
- 利用履歴閲覧 第21項**
- 情報漏洩 第22項
- 契約違反 第23項
- 損害賠償責任 第24項
- 運営事業の終了 第25項
- 契約解除 第26項



具体的要件：情報漏洩(データ提供者との標準約款)

データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間で締結する標準約款には、データ取引市場において成立したデータ提供者とデータ受領者とのデータ取引について、データ受領者においてデータ等の情報漏洩が生じた場合におけるデータ取引市場運営事業者の対応を記載しなければなりません。ここで情報漏洩は取引されたデータに限らず、取引に関連してデータ受領者が取得した情報（データ提供者に関する情報）も含まれます。これはデータ取引市場運営事業者がデータ受領者との間で締結する標準約款においてデータ受領者における情報漏洩に対するデータ取引市場運営事業者の対応に合わせた規定であり、データ受領者における情報漏洩にデータ取引市場運営事業者が一定の役割を果たすことで、データ提供者を保護することが期待されます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成	第14項
データの適法性	第16項
トレーサビリティ	第17項
不正行為防止	第18項
データの閲覧	第19項
コントロールビリティ	第20項
利用履歴閲覧	第21項
情報漏洩	第22項
契約違反	第23項
損害賠償責任	第24項
運営事業の終了	第25項
契約解除	第26項



具体的要件：契約違反等(データ提供者との標準約款)

無体物であるデータの取引は、有体物のように取引対象が物理的に移転する取引ではないため、取引を実行するにあたって利用条件などを明記した契約書（約款を含む）が作成されます。そこで、データ取引市場運営事業者とデータ提供者との間で締結する標準約款には、契約した内容に違反があった場合のデータ取引市場運営事業者とデータ提供者のそれぞれの対応について記載することが求められます。また、契約に違反した場合における損害賠償責任や、データ取引市場の運営を終了した場合の対応、契約解除に関する対応についても、標準約款に記載することが求められます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第14項
- データの適法性 第16項
- トレーサビリティ 第17項
- 不正行為防止 第18項
- データの閲覧 第19項
- コントロールビリティ 第20項
- 利用履歴閲覧 第21項
- 情報漏洩 第22項
- 契約違反 第23項
- 損害賠償責任 第24項
- 運営事業の終了 第25項
- 契約解除 第26項



標準約款



データ提供者

契約違反への対応

損害賠償責任の明確化

データ取引市場運営事業
の終了・譲渡の対応

契約解除の対応

同じ標準約款を適用

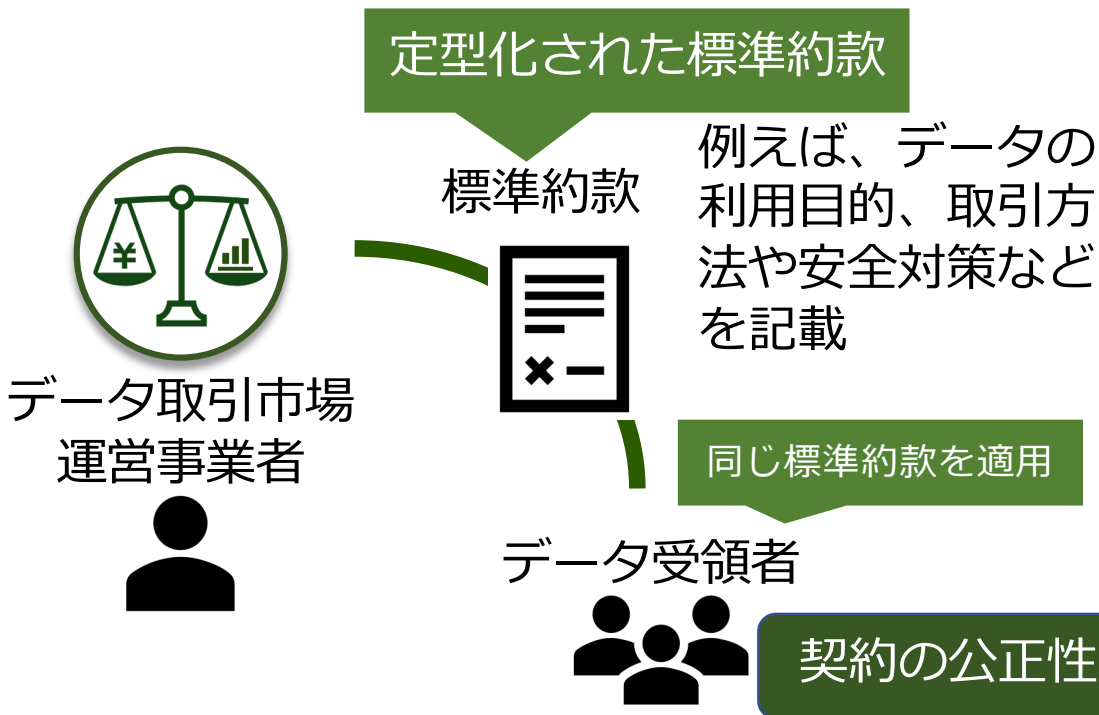
契約の公正性

具体的要件：標準約款の作成(データ受領者との標準約款)

データ取引市場運営事業者は、データ受領者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ受領者間での契約の公正性が保たれます。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成	第27項
受領データ管理	第28項
トレーサビリティ	第29項
不正行為防止	第30項
データの閲覧	第31項
コントロールビリティ	第32項
情報漏洩	第33項
不正行為の禁止	第34項
契約違反	第35項
損害賠償責任	第36項
運営事業の終了	第37項
契約解除	第38項

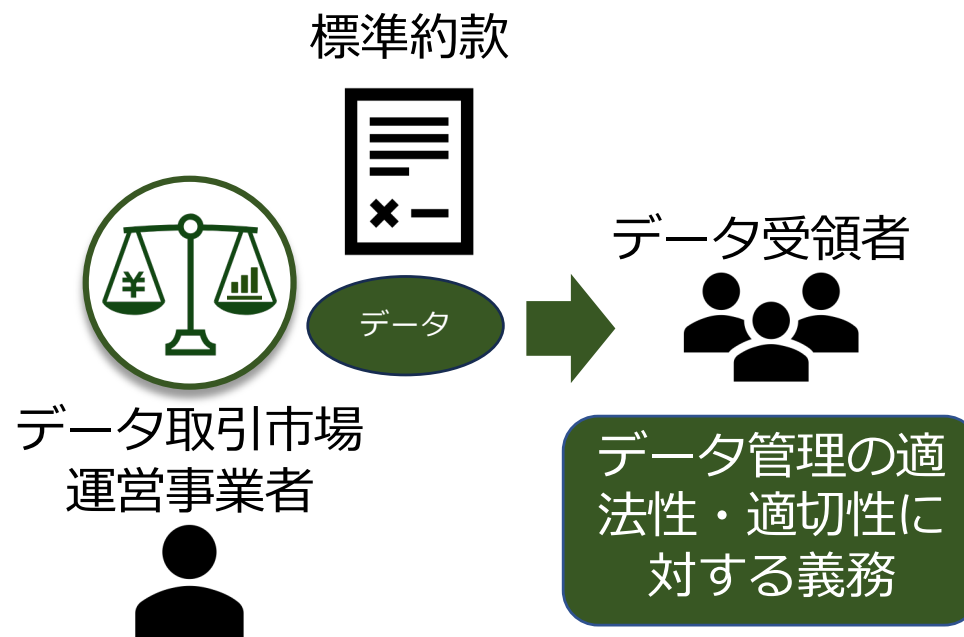


具体的要件：受領データ管理(データ受領者との標準約款)

データ取引市場で受領したデータは、当然のことながら、データ受領者が適法かつ適切に管理する必要があります。データ取引市場で受領したデータの管理責任はデータ受領者にあります。そこで、データ取引市場運営事業者は、データ受領者に対して、標準約款においてデータ取引市場で受領するデータ管理の適法性及び適切性についてデータ受領者が義務を負っていることを明示する必要があります。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

- | | |
|----------------|-------------|
| 標準約款の作成 | 第27項 |
| 受領データ管理 | 第28項 |
| トレーサビリティ | 第29項 |
| 不正行為防止 | 第30項 |
| データの閲覧 | 第31項 |
| コントロールビリティ | 第32項 |
| 情報漏洩 | 第33項 |
| 不正行為の禁止 | 第34項 |
| 契約違反 | 第35項 |
| 損害賠償責任 | 第36項 |
| 運営事業の終了 | 第37項 |
| 契約解除 | 第38項 |



具体的要件：トレーサビリティ(データ受領者との標準約款)



データ取引市場運営事業者とデータ受領者との間で締結する標準約款には、データ取引市場において成約したデータ取引の情報を記録し、保管する義務がデータ取引市場運営事業者にあることを記載しなければなりません。データ取引市場において取引されたデータのトレーサビリティにより、データ受領者の利便性を高めるだけでなく、データ取引市場を経由したデータの提供者を記録することで追跡可能性を確保することが期待されます。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第27項
- 受領データ管理 第28項
- トレーサビリティ 第29項**
- 不正行為防止 第30項
- データの閲覧 第31項
- コントロールビリティ 第32項
- 情報漏洩 第33項
- 不正行為の禁止 第34項
- 契約違反 第35項
- 損害賠償責任 第36項
- 運営事業の終了 第37項
- 契約解除 第38項



具体的要件：不正行為防止(データ受領者との標準約款)

データ取引市場運営事業者とデータ受領者との間で締結する標準約款には、データ取引市場運営事業者はデータ取引市場で取引されるデータを不正に取得してはならないこと、第17条に規定する目的でデータ閲覧する場合でもそれを第三者に提供してはならないこと、さらに、取引されるデータを含めてデータ取引市場運営により得た情報を目的外で利用してはならないことを記載しなければなりません。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第27項
- 受領データ管理 第28項
- トレーサビリティ 第29項
- 不正行為防止 第30項**
- データの閲覧 第31項
- コントロールビリティ 第32項
- 情報漏洩 第33項
- 不正行為の禁止 第34項
- 契約違反 第35項
- 損害賠償責任 第36項
- 運営事業の終了 第37項
- 契約解除 第38項



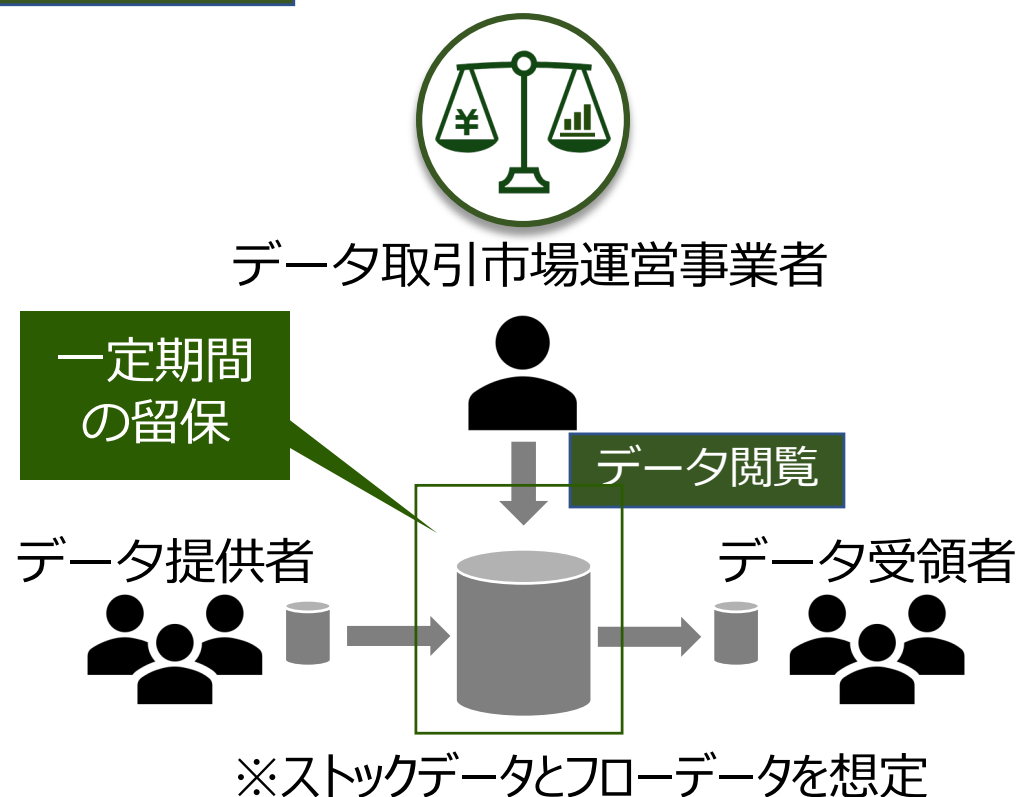
具体的要件：データの閲覧(データ受領者との標準約款)

データ取引市場運営事業者は、データ受領者との間で締結する標準約款に、取引されるデータに対する閲覧権を有することを記載しなければなりません。このデータ閲覧権は、データ取引市場運営事業者に取引されるデータに対する監視機能を持たせるための権利です。

DSAの認定制度により認定されたデータ取引市場運営事業者は、信頼性が高いと考えられるため、取引データが個人に関するデータの場合には、個人に対して安心感を与えることが期待されます。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第27項
- 受領データ管理 第28項
- トレーサビリティ 第29項
- 不正行為防止 第30項
- データの閲覧 第31項**
- コントロールビリティ 第32項
- 情報漏洩 第33項
- 不正行為の禁止 第34項
- 契約違反 第35項
- 損害賠償責任 第36項
- 運営事業の終了 第37項
- 契約解除 第38項



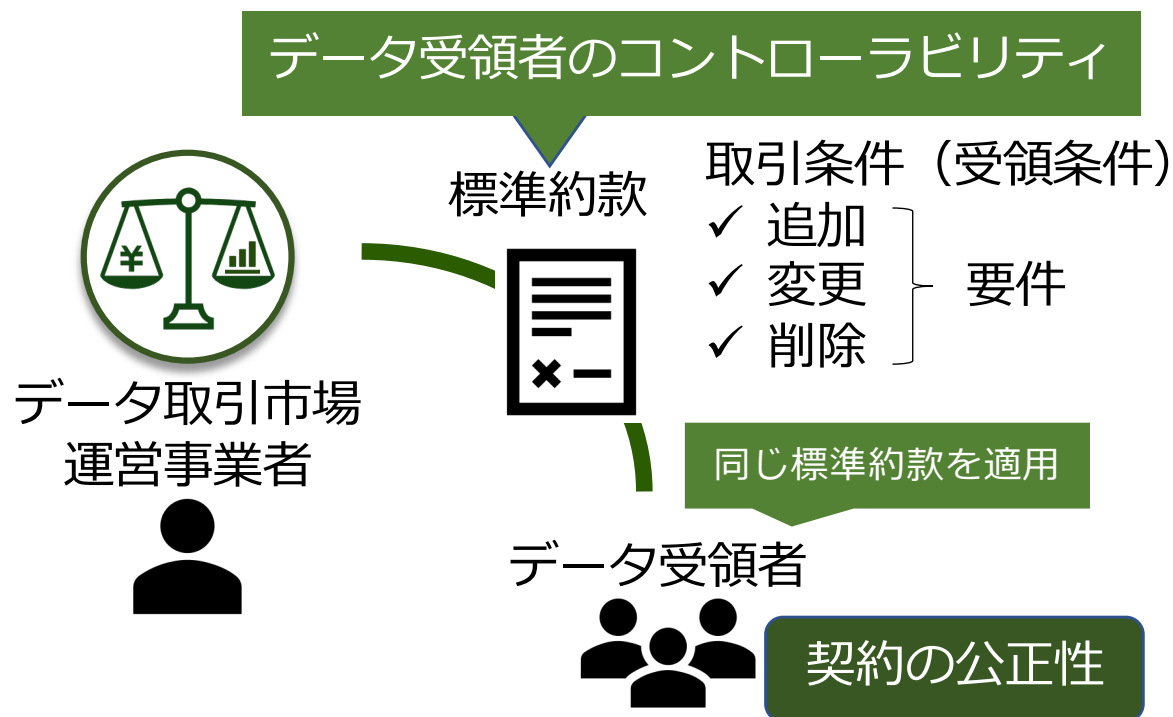
具体的要件：コントロールビリティ(データ受領者との標準約款)

データ受領者は、データ取引市場に登録したデータの取引条件（受領条件）について追加、変更、削除できることを、データ提供者が不利益を被らないような要件を定めたうえで、データ取引市場運営事業者とデータ受領者との間で締結する標準約款に記載しなければなりません。

これは、データ受領者保護の観点から、データの取引条件については、一旦提示した条件であっても、ある一定の要件のもとでデータ受領者は柔軟に変更できる権利を有することを求めているといえます。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第27項
- 受領データ管理 第28項
- トレーサビリティ 第29項
- 不正行為防止 第30項
- データの閲覧 第31項
- コントロールビリティ 第32項**
- 情報漏洩 第33項
- 不正行為の禁止 第34項
- 契約違反 第35項
- 損害賠償責任 第36項
- 運営事業の終了 第37項
- 契約解除 第38項



具体的要件：情報漏洩(データ受領者との標準約款)

データ取引市場運営事業者とデータ受領者との間で締結する標準約款には、データ取引市場において成立したデータ提供者とデータ受領者とのデータ取引について、データ受領者においてデータ等の情報漏洩が生じた場合におけるデータ取引市場運営事業者の対応を記載しなければなりません。ここで情報漏洩は取引されたデータに限らず、取引に関連してデータ受領者が取得した情報（データ提供者に関する情報）も含まれます。これはデータ取引市場運営事業者がデータ提供者との間で締結する標準約款においてデータ受領者における情報漏洩に対するデータ取引市場運営事業者の対応に合わせた規定であり、データ受領者における情報漏洩にデータ取引市場運営事業者が一定の役割を果たすことで、データ提供者を保護することが期待されます。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成	第27項
受領データ管理	第28項
トレーサビリティ	第29項
不正行為防止	第30項
データの閲覧	第31項
コントロールビリティ	第32項
情報漏洩	第33項
不正行為の禁止	第34項
契約違反	第35項
損害賠償責任	第36項
運営事業の終了	第37項
契約解除	第38項

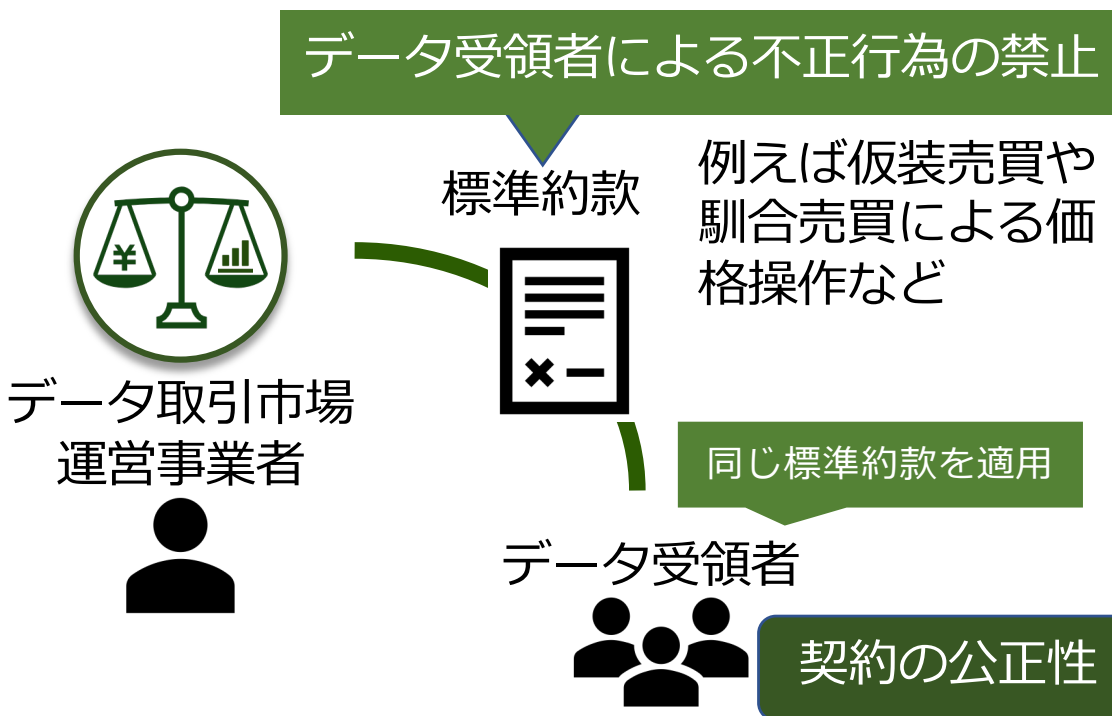


具体的要件：不正行為の禁止(データ受領者との標準約款)

データ取引市場運営事業者とデータ受領者との間で締結する標準約款には、データ受領者による不正行為の禁止について記載しなければなりません。ここでいう不正行為とは、データ取引が成立する前の段階で、データ受領者がデータ取引市場においてデータの取得条件を不当に操作するなどして、データ提供者及びデータ取引市場運営事業者に損害を与えることをいいます。例えば、データを取得する意思がないにもかかわらず、データの取得希望価格を不当に吊り上げて、他のデータ取得希望者を排除してからデータ取得の意思を取り消すなど、データ提供者の取引機会を失わせる行為などがあります。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

- 標準約款の作成 第27項
- 受領データ管理 第28項
- トレーサビリティ 第29項
- 不正行為防止 第30項
- データの閲覧 第31項
- コントロールビリティ 第32項
- 情報漏洩 第33項
- 不正行為の禁止 第34項**
- 契約違反 第35項
- 損害賠償責任 第36項
- 運営事業の終了 第37項
- 契約解除 第38項



具体的要件：契約違反等(データ受領者との標準約款)

無体物であるデータの取引は、有体物のように取引対象が物理的に移転する取引ではないため、取引を実行するにあたって利用条件などを明記した契約書（約款を含む）が作成されます。そこで、データ取引市場運営事業者とデータ受領者との間で締結する標準約款には、契約した内容に違反があった場合のデータ取引市場運営事業者とデータ受領者のそれぞれの対応について記載することが求められます。また、契約に違反した場合における損害賠償責任や、データ取引市場の運営を終了した場合の対応、契約解除に関する対応についても、標準約款に記載することが求められます。

(データ受領者との間の約款の策定、公表)

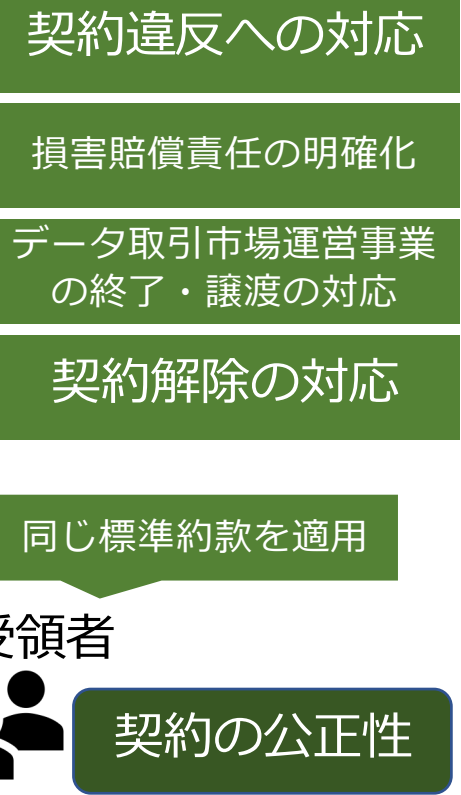
標準約款の作成	第27項
受領データ管理	第28項
トレーサビリティ	第29項
不正行為防止	第30項
データの閲覧	第31項
コントロールビリティ	第32項
情報漏洩	第33項
不正行為の禁止	第34項
契約違反	第35項
損害賠償責任	第36項
運営事業の終了	第37項
契約解除	第38項



標準約款

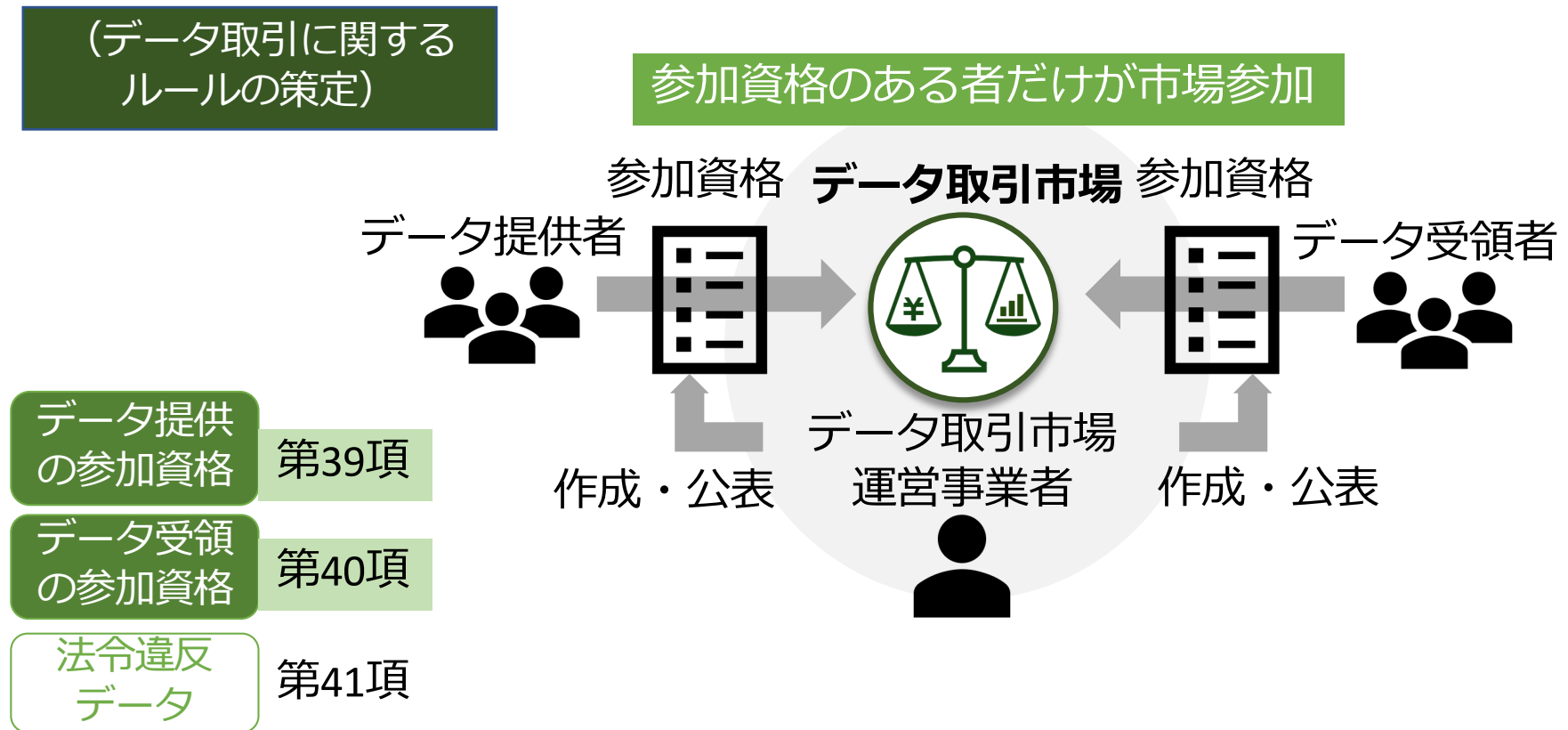


データ受領者



具体的要件：データ取引に関するルールの制定

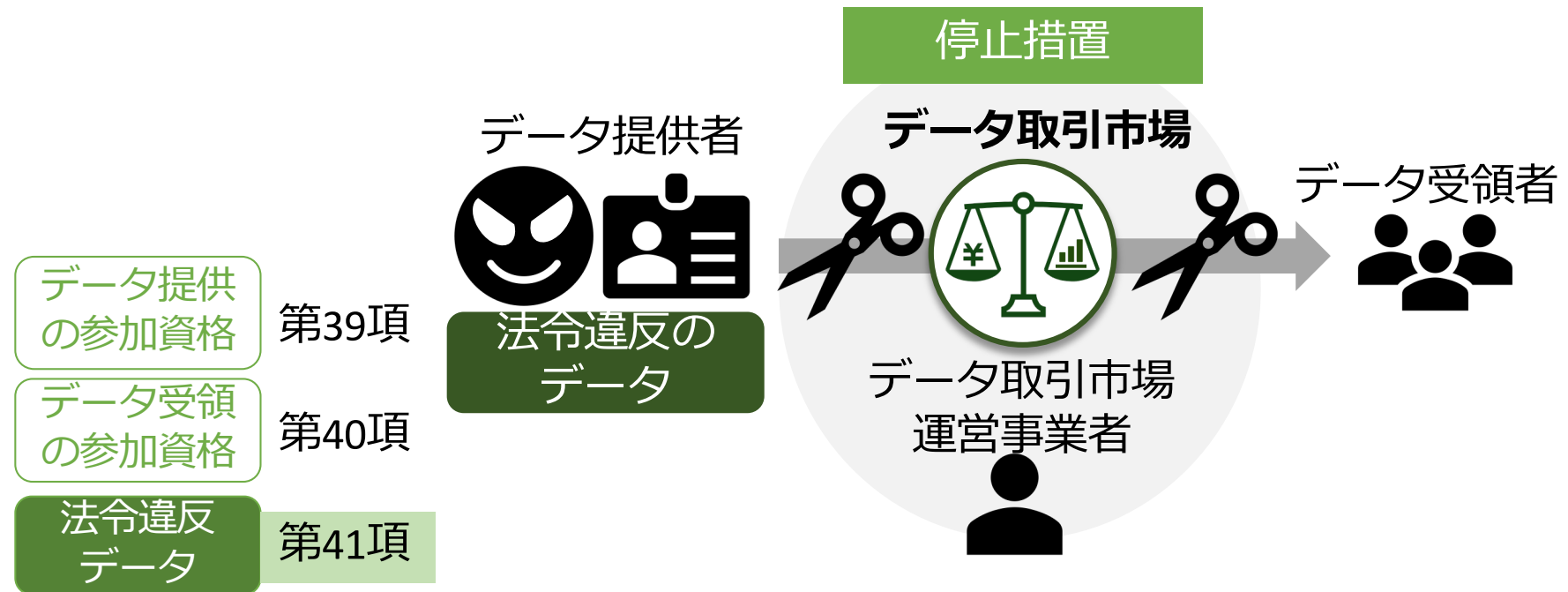
データ取引市場運営事業者は、データ取引市場にアクセスを希望する者に対して、参加資格を設定して公表することが求められます。この参加資格は、データ提供を希望する者とデータ受領を希望する者の両方に設定されます。



具体的要件：データ取引に関するルールの制定

データ取引市場運営事業者は、法令違反のデータが取引市場を使って取引されていることが明らかとなった場合は、データ提供者及びデータ受領者に対してその旨及び根拠を通知したうえで、データ取引を停止する措置をとることが求められます。

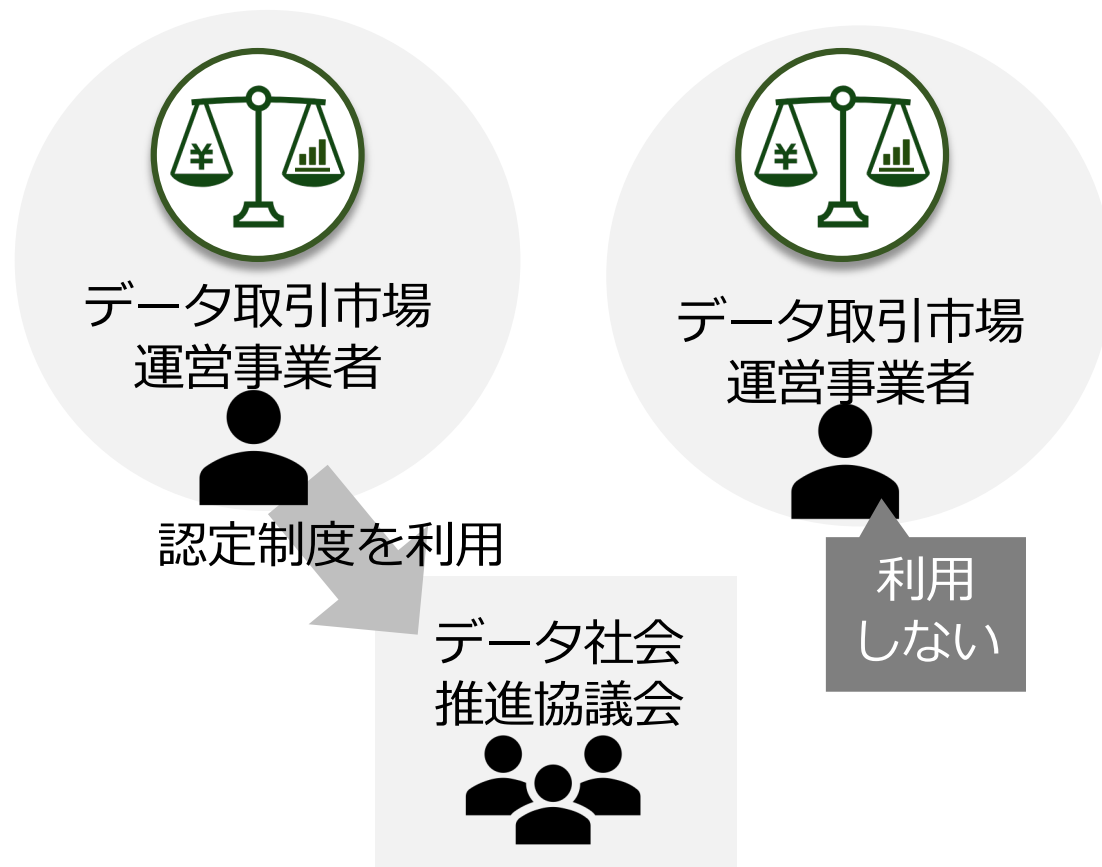
(データ取引に関する
ルールの策定)



認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

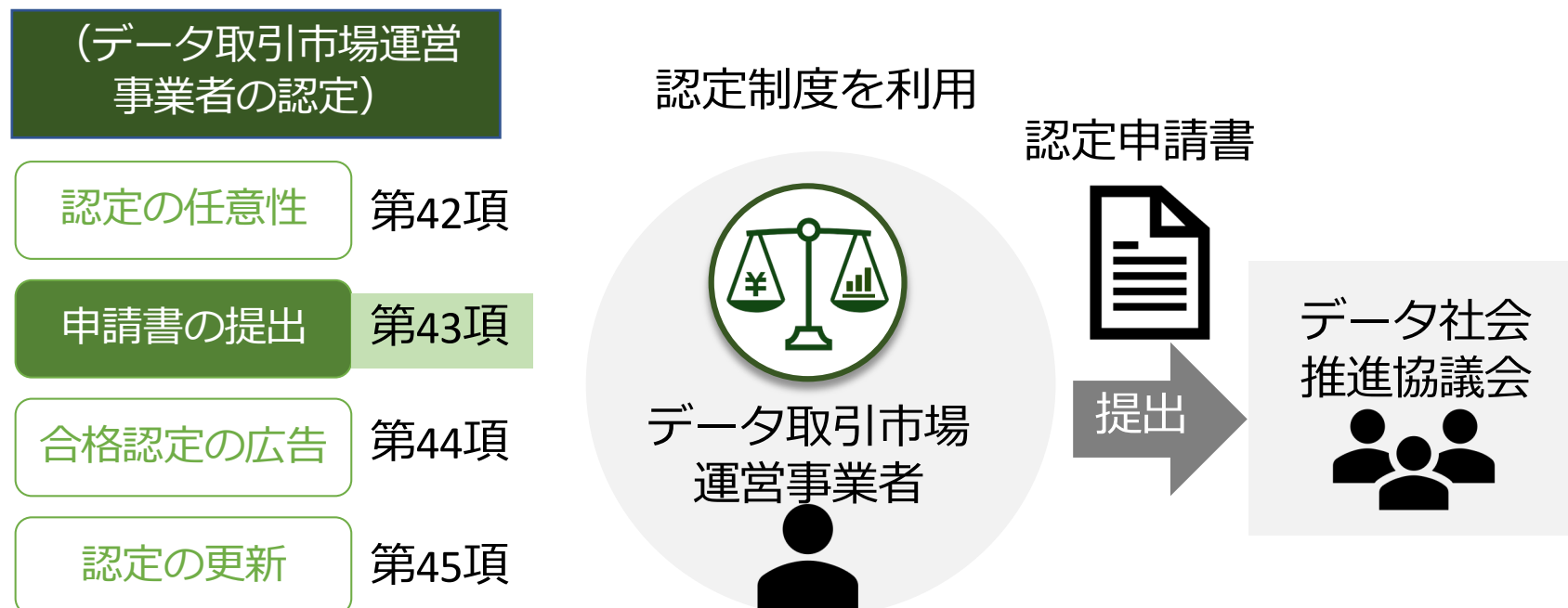
データ取引市場の認定制度は、民間団体であるDSAによる任意制度であり、データ取引市場運営事業者に強制されるものではありません。そのため、DSAによる認定を受けていないデータ取引市場運営事業者が、データ取引市場運営事業者を名乗ることを防げるものではありません。

(データ取引市場運営事業者の認定)	
認定の任意性	第42項
申請書の提出	第43項
合格認定の広告	第44項
認定の更新	第45項



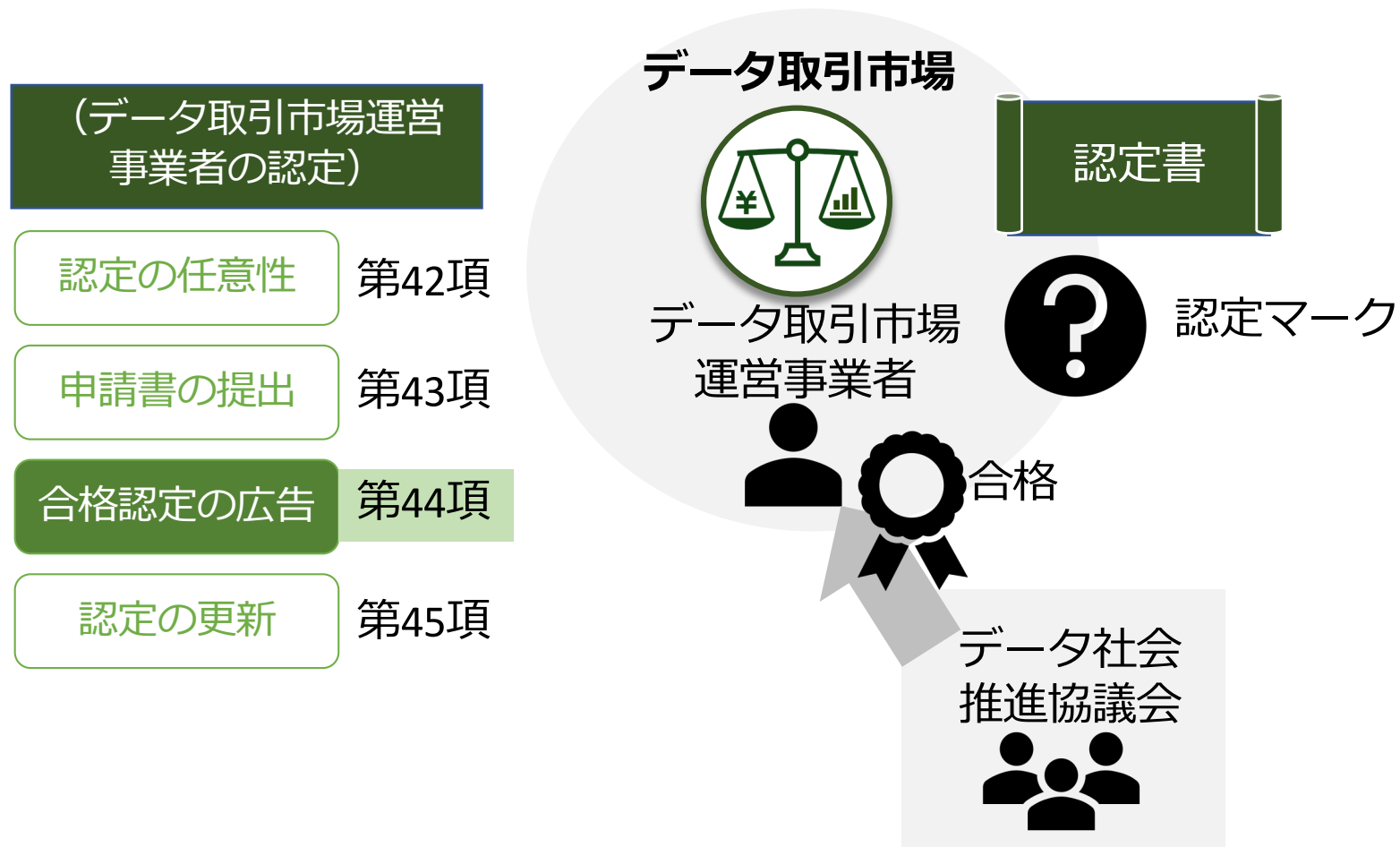
認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

データ取引市場の認定制度を利用するデータ取引市場運営事業者は、DSAが定める「認定申請書」を提出しなければなりません。DSAは認定申請書の受領をもって、認定手続きに入ることになります。



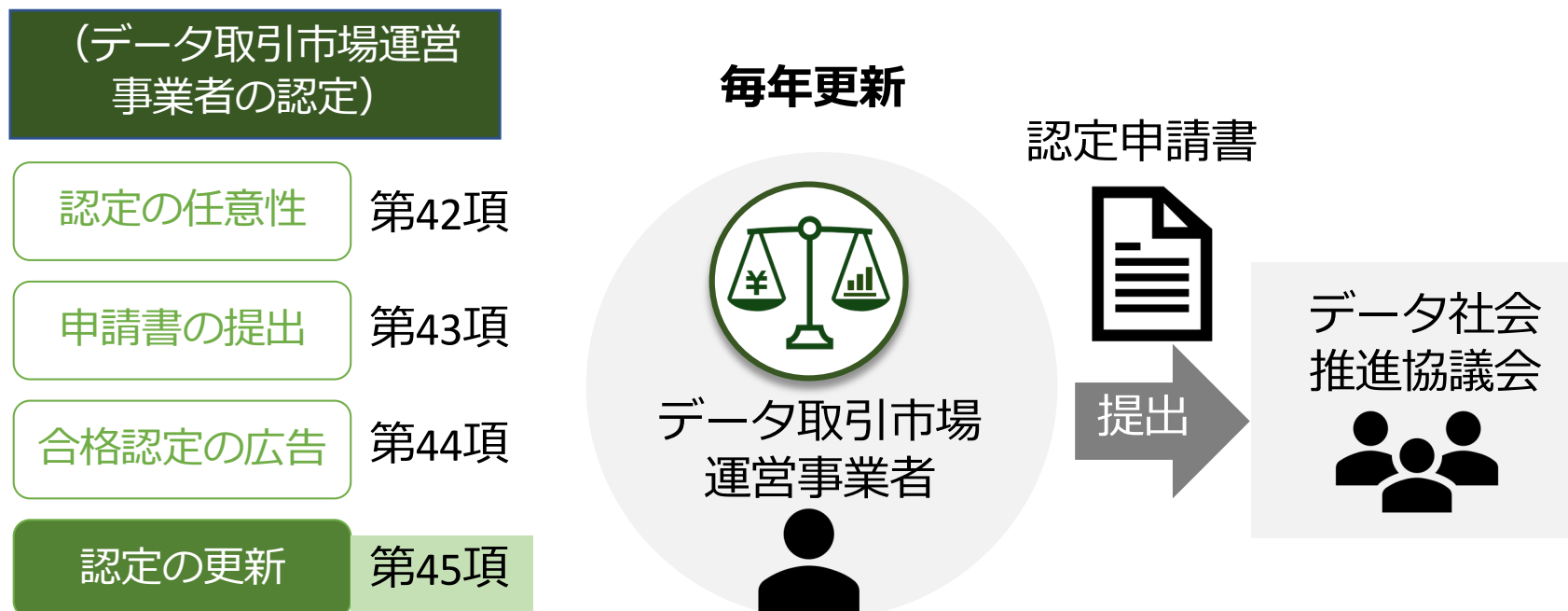
認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

DSAの認定を受けたデータ取引市場運営事業者は、ウェブサイトに認定を受けたことや認定書、認定マークを掲げて広く一般に周知させることができます。広告の方法は、ウェブサイトに限らず、他の媒体をつかうことも可能です。



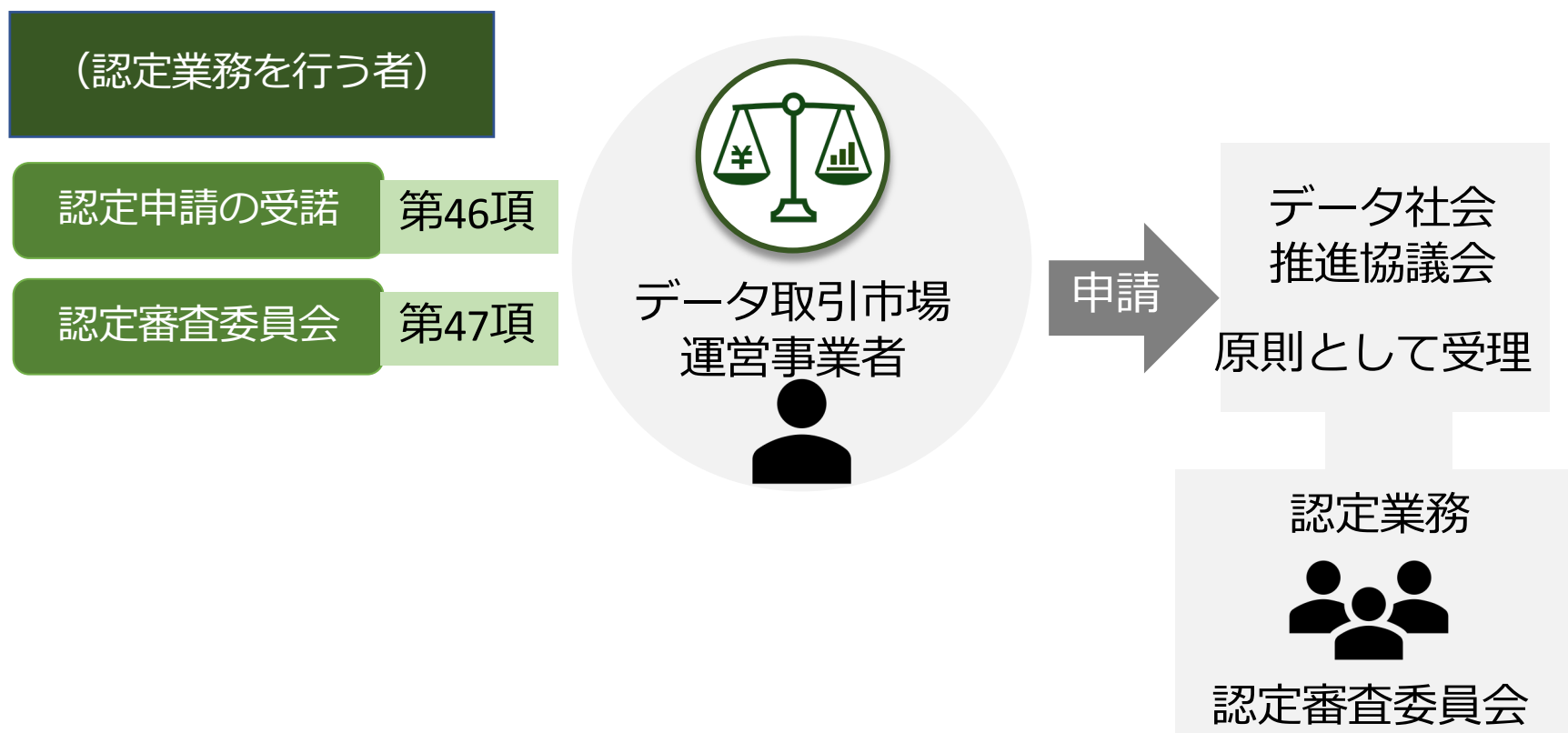
認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

データ取引市場運営事業者の認定は、原則として年1回の更新が必要となります。これは認定制度の信頼性を保つために、認定の要件を満たせなくなったデータ取引市場運営事業者が長期にわたって認定制度を悪用しないようにするための措置です。



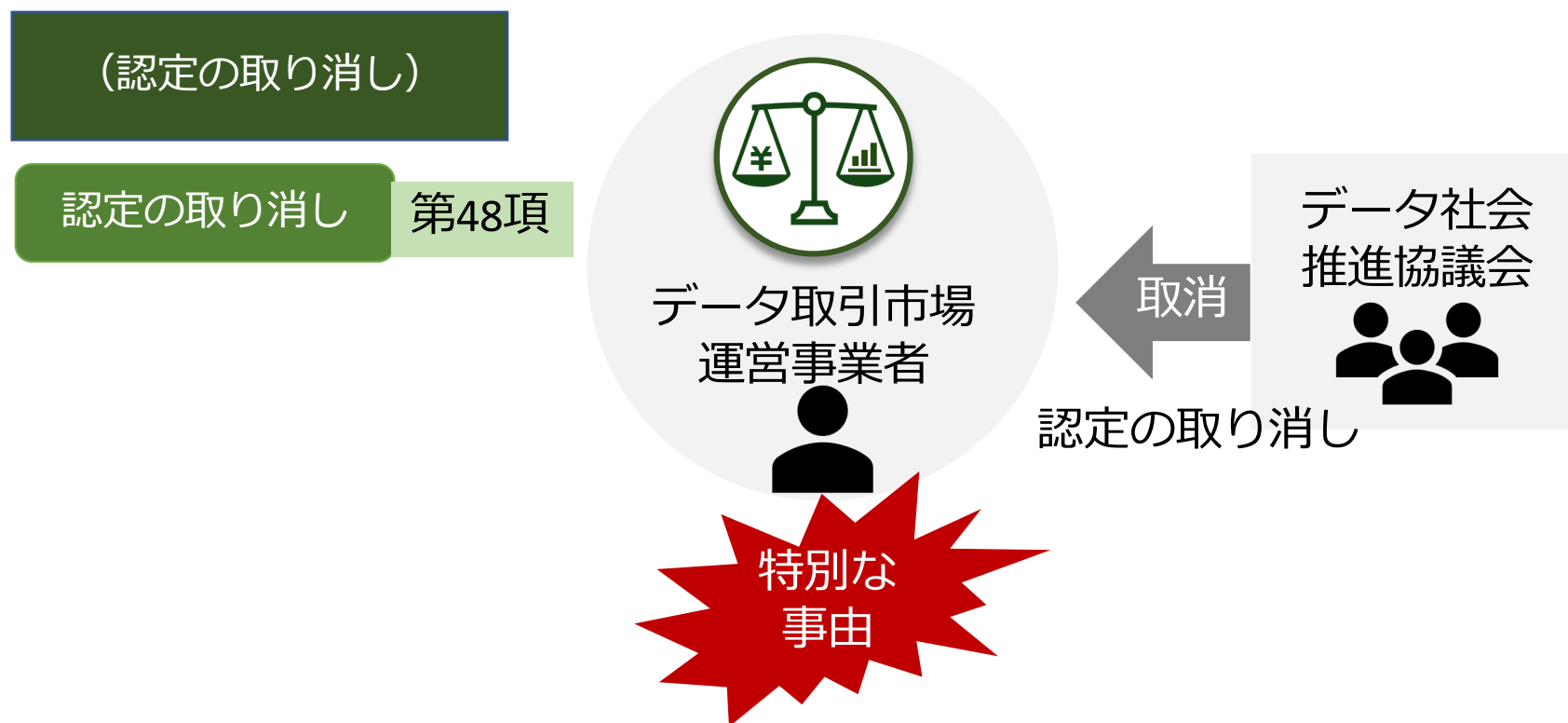
認定行為の概要：認定業務を行う者

認定業務は、DSAの認定審査委員会が行います。特段の事情がない限り、申請者からのデータ取引市場運営事業者の認定の申請は、受け付けなければなりません。



認定行為の概要：認定の取り消し

データ取引市場運営事業者への認定を行った後に、そのデータ取引市場運営事業者において認定を取り消すべき特別な事情が生じた場合には、DSAは認定を取り消すことができます。



認定基準と認定チェックリストの関係

認定基準の具体的な要件である、（体制の整備）、（データ提供者との間の約款の策定、公表）、（データ受領者との間の約款の策定、公表）及び（データ取引に関するルールの策定）の各要件を満たしていることを、何をどのようにして確認するか示したものが認定チェックリストです。DSAの認定審査員は、認定チェックリストを使って認定審査を実施します。

